昭和五十八年運輸省令第三十八号

律の規定に基づく船舶の設備等に関する技海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法 術上の基準等に関する省令

づき、海洋汚染防止設備等に関する技術上の基準第四項、第五条の二並びに第五十四条の規定に基 和四十五年法律第百三十六号)第五条第三項及び海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭 目 を定める省令を次のように定める。

第一章 総則(第一条―第三条の二)

第二章 ビルジ等排出防止設備(第四条―第八

水バラスト等排出防止設備 第十三条の二) (第九条-

第四章 第 Ŧi. 章損傷時における大量の油の排出を防止 分離バラストタンク及び貨物艙原油洗 浄設備(第十四条—第十六条)

するための貨物艙等の技術上の基準

有害液体物質排出防止設備(第二十一 (第十七条—第二十条) -第三十条)

t 章損傷時における大量の有害液体物質の の基準 (第三十一条―第三十三条) 排出を防止するための貨物艙の技術上

第八章 海洋汚染防止緊急措置手引書等 (第三 十四条・第三十五条)

第九章 ふん尿等排出防止設備(第三十六条 第四十条)

第九章の二 有害水バラスト処理設備 条の二) (第四十

第十一 第十章 大気汚染防止検査対象設備 条—第四十五条) (第四十一

第十二章二酸化炭素放出抑制航行手引書及び 一章 揮発性物質放出防止措置手引書 四十六条) (第

二酸化炭素放出抑制指標(第四十七

条―第四十九条の二) 雑則 (第五十条)

附則 第十三章

章 総則

(無害通航船舶)

おいて処理できないものをいう。 料油及び潤滑油の浄化、機関区域における油の 第一条 この省令において「スラッジ」とは、燃 (定義)

2 この省令において「原油タンカー」 製油運搬船以外のタンカーをいう。 とは、 精

> 3 をいう。 ら原油以外の油の輸送の用に供されるタンカー この省令において「精製油運搬船」とは、専

4 この省令において「重質油タンカー」とは、 次の各号に掲げる油の輸送の用に供されるタン

毎立方メートルを超える原油 摂氏十五度における密度が九百キログラム

超える原油以外の油 ける動粘度が百八十平方ミリメートル毎秒を 毎立方メートルを超え、又は摂氏五十度にお 摂氏十五度における密度が九百キログラム

タール又はその乳化物 歴青油又はその乳化物

三

5 この省令において「有害液体物質ばら積船 とは、その貨物艙がばら積みの液体貨物の輸送 ばら積みの有害液体物質以外の貨物の輸送の用 のための構造を有する船舶(当該貨物艙が専ら に供されるものを除く。)をいう。 国際航海に従事する船舶以外の 舶及び総トン数四百トン以上

6 四十六年政令第二百一号。以下「政令」とい う。)において使用する用語の例による。 及び海上災害の防止に関する法律施行令(昭和 十六号。以下「法」という。)及び海洋汚染等 の防止に関する法律(昭和四十五年法律第百三 いて使用する用語は、海洋汚染等及び海上災害 (特殊な設備又は貨物艙) 前各項に規定するもののほか、この省令にお

第二条 この省令の規定に適合しない特殊な設備 と認めるものについては、この省令の規定にか 規定に適合するものと同等以上の効力を有する 又は貨物艙であつて国土交通大臣がこの省令の かわらず、国土交通大臣の指示するところによ るものとする。 舶

(特殊な船舶)

第三条 潜水船その他国土交通大臣がこの省令の 認める船舶については、この省令の規定にかか 規定を適用することがその構造上困難であると わらず、国土交通大臣の指示するところによる ものとする。

第三条の二 排他的経済水域における海洋汚染等 の省令の規定により無害通航船舶(本邦の領海「適用関係省令」という。)第三条の規定は、こ 及び海上災害の防止に関する法律に基づく国土 八年運輸省令第四十一号。以下この条において 交通省令の適用関係の整理に関する省令(平成 において海洋法に関する国際連合条約第十七条

> において、適用関係省令第三条中「特定外国船舶に設置する装置について準用する。この場合 をいう。以下この条において同じ。)に設置し るものとする。 舶」とあるのは、「無害通航船舶」と読み替え なければならない設備又は装置及び無害通航船 に規定する無害通航権を行使している外国船舶

(ビルジ等排出防止設備) 第二章 ビルジ等排出防止設備

が船舶に設置しなければならないビルジ等排出第四条 法第五条第一項の規定により船舶所有者 防止設備は、次の表の上欄に掲げる船舶の区分 に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるものとす

船舶の区分 総トン数四百トン未満の船油水分離装置 止設備 ビルジ等排出

||船舶であつて推進機関を有しな という。) いもの(以下「内航非自航船.

を除く。) トン未満の船舶 総トン数四百トン以上一万1 (内航非自航船置 2 蔵装置 スラッジ貯 油水分離

(内航非自航船を除く。 総トン数一万トン以上の船 蔵装置 2 1 度監視装置 スラッジ貯 ビルジ用濃 油水分離

2 ければならない。 る装置のほかビルジ用濃度監視装置を設置しな を除く。)を航行するものには、前項に規定す 第一の五に掲げる海域(南極海域及び北極海域以上一万トン未満の船舶であつて専ら政令別表 前項の規定にかかわらず、 総トン数四百トン

3 防止設備は、ビルジ貯蔵装置とすることができる。) に設置しなければならないビルジ等排出の 前二項の規定にかかわらず、次に掲げる船舶

「特別海域」という。)を航行する船舶 専ら政令別表第一の五に掲げる海域 (以下

海里以内の海域を航行する船舶(総トン数四 百トン未満の船舶に限る。 専らいずれか一の国の領海の基線から十二

> 成十一年法律第八十九号)第四十七条第一項号に掲げる海事事務所又は内閣府設置法(平 所で地方運輸局において所掌することとされ の規定により沖縄総合事務局に置かれる事務 支局を除く。)を除く。)、同令別表第五第二 別表第二第一号に掲げる運輸支局(福岡運輸 規則(平成十四年国土交通省令第七十三号) む。以下同じ。) (運輸支局 (地方運輸局組織 管轄する地方運輸局長(運輸監理部長を含 邦にある場合にあつては当該船舶の所在地を する船舶にあつては地方運輸局長(船舶 ている事務のうち国土交通省組織令(平成十 推進機関を有しない船舶(国際航海に従事

施設の能力等を考慮して差し支えないと認 るものに限る。)

あつては関東運輸局長。以下同じ。)が受入 む。以下同じ。)、船舶が本邦外にある場合に 項に規定する事務を分掌するものの長を含 二年政令第二百五十五号)第二百十二条第二

えないものであり、かつ、 舶であつて、一航海の時間が二十四時間を超 規定する高速船コードに従つて建造された船 全のための国際条約附属書第十章第一規則に より千九百七十四年の海上における人命の安 令第四十一号)第十三条の四第一項の規定に るもの。 船舶安全法施行規則(昭和三十八年運輸省 定期航路に従事す

(油水分離装置)

第五条 油水分離装置は、 構成されるものとする。 次に掲げるものにより

油水分離器

こし器 油水分離器用ポンプ

排水採取装置

五. 再循環装置

に適合するものでなければならない。 前項第一号の油水分離器は、次に掲げる基準

あること。 ンチメートル以下とする性能を有するもので 万立方センチメートル当たり○・一五立方セ 油分の濃度を当該油水分離器からの排水一

二 船舶内において発生するビルジの処理の めの十分な能力を有するものであること。

三 水平面から任意の方向に二十二・五度傾斜 している状態においてもその性能に支障を生 じないものであること。

が漏えいしない構造のものであること。 その性能に支障を生じないものであること。 場合に排水の排出を自動的に停止するもので 当たり○・一五立方センチメートルを超えた 油分の濃度が排水一万立方センチメートル 検査及び清掃が容易にでき、かつ、ビルジ 船舶の航行中における動揺、振動等により

油水分離器に近い当該油水分離器の排出管の鉛第一項第四号の排水採取装置は、できる限り 直に配管された部分において、排水の採取がで ビルジを供給するものでなければならない。 ルジの容積の百十パーセントを超えない容積の 第一号の油水分離器が処理することができるビ 第一項第二号の油水分離器用ポンプは、同項

のものでなければならない。 を船外から船内へ切り替えることができる構造 油水分離装置を設置する船舶には、当該油水 第一項第五号の再循環装置は、排水の排出先

きるものでなければならない。

第六条 スラッジ貯蔵装置は、次に掲げるものに えていなければならない。 分離装置の取扱い及び保守に関する説明書を備 (スラッジ貯蔵装置及びその配置の基準)

スラッジタンク

より構成されるものとする。

スラッジ管装置

基準に適合するものでなければならない。 前項第一号のスラッジタンクは、次に掲げる 当該船舶内において発生するスラッジを貯蔵 するための十分な容量を有するものであるこ 船舶の機関の種類、航海の期間等に応じ、

易にできる構造のものであること。 スラッジの取出し及びタンク内の清掃が容

なければならない。 板から直角に測つた距離がいずれの箇所におい のに限る。) については、スラッジタンクを外 海氷がある海域を航行するように設計されたも もの(極海域のうち厚さ○・三メートル以上の 極海域(以下「極海域」という。)を航行する つて政令別表第一の五に掲げる南極海域又は北 十立方メートルを超えるものを有する船舶であ ても○・七六メートル以上離れた場所に配置し 第一項第一号のスラッジタンクの総容量が三 三

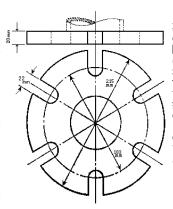
4 る基準に適合するものでなければならない。 第一項第二号のスラッジ管装置は、次に掲げ

だし、 等を考慮して差し支えないと認める場合は、こ の限りでない。 地方運輸局長がスラッジの発生量、粘度

こと。 ジを陸上に移送することができるものである 第一項第一号のスラッジタンクからスラッ

二 次に掲げる基準に適合する標準排出連結具 を有するものであること。

次の図に示す寸法のものであること



のであること。 十分な強度を有するものであること。 連結用のボルト及びナットを六組有するも 二十ミリメートルの径及び適当な長さの 〇・五九メガパスカルの使用圧力に対し

(ビルジ用濃度監視装置)

第七条 ビルジ用濃度監視装置は、次に掲げる基 準に適合するものでなければならない。 次に掲げる場合に可視可聴の警報を発する

えた場合 ル当たり○・一五立方センチメートルを超 油分の濃度が排水一万立方センチメート ものであること。

測定機能の不良その他の故障が生じた

較正又は清掃を行う場合

ځ 中の油分の濃度を測定できるものであるこ 五立方センチメートルの値以内の誤差で排水 排水一万立方センチメートル当たり○・○

3

油分の濃度を数字で表示できるものであるこ 装置に排水が送り込まれてから五秒以内に

兀 較正が適正にできる構造のものであるこ

五.

鋼又はこれと同等の材料により造られた

ものであること。

3 前号の記録を少なくとも十八月間保存し、

4 とができるものであること。

扱い及び保守に関する説明書を備えていなけれ 当該ビルジ用濃度監視装置を較正したことを証 する書類並びに当該ビルジ用濃度監視装置の取 ばならない。

第八条 ビルジ貯蔵装置は、次に掲げるものによ (ビルジ貯蔵装置及びその配置の基準)

ビルジタンク

り構成されるものとする。

の輸送のための貨物艙の容量が

千立方メートル 未満のもの

2 準に適合するものでなければならない。 前項第一号のビルジタンクは、次に掲げる基 ビルジ管装置

船舶内において発生するビルジを貯蔵するた

船舶の大きさ、航海の期間等に応じ、当該

ずれの箇所においても○・七六メートル以上離 ○・三メートル以上の海氷がある海域を航行す 立方メートルを超えるものを有する船舶であつ ビルジタンクを外板から直角に測つた距離がい て極海域を航行するもの(極海域のうち厚さ 一 タンク内のビルジの量を測定することがで 第一項第一号のビルジタンクの総容量が三十 た場所に配置しなければならない。 きる装置を備え付けたものであること。 めの十分な容量を有するものであること。

いように、適正に封が施されたものであるこ 装置の性能に影響を及ぼす変更が行われな 4 基準に適合するものでなければならない。

t 障を生じないものであること。 油分の濃度の高い排水により測定機能に支 第五条第二項第三号及び第四号に掲げる

二 第六条第三項第二号の標準排出連結具を有

するものであること(国際航海に従事する船

陸上に移送することができるものであるこ

ビルジをビルジタンクに送り込み、かつ、

第一項第二号のビルジ管装置は、次に掲げる

ならない。 センチメートルを超えた場合に、自動的に、か 水一万立方センチメートル当たり○・一五立方 へ切り替えることができる装置を備えなければつ、二十秒以内に排水の排出先を船外から船内 ビルジ用濃度監視装置には、油分の濃度が排

第九条 法第五条第二項の規定により、船舶所有

(水バラスト等排出防止設備)

第三章 水バラスト等排出防止設備

舶に限る。)。

に適合する記録装置を備えなければならない。 ビルジ用濃度監視装置には、次に掲げる基準 の記録に係る日時が明らかになるものである 動状態を記録することができ、かつ、これら 油水分離器及びビルジ用濃度監視装置の作

タンカーの区分

タンカーの区分に応じ、

それぞれ同表の下欄に

水バラスト等排

掲げるものとする。

スト等排出防止設備は、次の表の上欄に掲げる 者がタンカーに設置しなければならない水バラ

ビルジ用濃度監視装置を設置する船舶には、 かつ、当該記録の内容を表示又は印刷するこ

||ら積みの液体貨物の輸送のため 比重が一・○以上の油を輸送す ||タンカーであつて専らいずれか|等排出管装置 |(国際航海に従事するものを除く 里以内の海域を航行するもの漲水管装置 |定するその貨物艙の一部分がば るもの及び法第三条第九号に規 |゚)、専らアスファルトその他の の構造を有するものであつて油 の国の領海の基線から五十海2 ンカー 総トン数百五十トン以上の1 総トン数百五十トン未満の水バラスト等排 出防止設備 出管装置 水バラス 水バラスト

その他のタンカー 等排出管装置 油排出監視制御 漲水管装置 ンク装置 水バラスト スロップタ バラスト用 水バラスト

2 のであつて地方運輸局長が受入施設の能力等を海の基線から五十海里以内の海域を航行するもの及び専らいずれか一の国の領の上欄に掲げるタンカーであつて、専ら特別海の上欄に掲げるタンカーであつて、専ら特別海 考慮して差し支えないと認めるものは、 前項の規定にかかわらず 同項の表の第三号 バラス

ト用油排出監視制御装置及びスロップタンク装 (油水境界面検出器に限る。) を設置するこ

3 監視制御装置を設置する場合は、この限りでな い。ただし、当該タンカーがバラスト用油排出スト用濃度監視装置を設置しなければならな により設置しなければならない装置のほかバララストの排出を行うタンカーは、これらの規定 上に洗浄された貨物艙からの貨物油を含む水バ という。)第八条の二第二号に規定する程度以 十六年運輸省令第三十八号。以下「施行規則 海上災害の防止に関する法律施行規則(昭和四 前二項の規定にかかわらず、海洋汚染等及び

用油排出監視制御装置を設置しなければならな れ当該各号の下欄に掲げるもののほかバラスト う。以下同じ。)の排出を行うものは、それぞ 水バラスト等であつて貨物油を含むものをい する水バラスト等(法第四条第二項に規定する 令第一条の九第一項に規定する排出基準に適合 海域を航行するタンカーを除く。)であつて政 号及び第二号の上欄に掲げるタンカー(専らい 第一項の規定にかかわらず、同項の表の第一 、れか一の国の領海の基線から五十海里以内の 第十一条 バラスト用油排出監視制御装置は、 2

外のものは、水バラスト漲水管装置を設置する 入するバラスト管と常に接続されているもの以 号及び第三号の上欄に掲げるタンカーであつ ことを要しない。 て、貨物油管が海水取入口から水バラストを吸 第一項の規定にかかわらず、同項の表の第二

(水バラスト等排出管装置)

第十条 水バラスト等排出管装置は、次に掲げる る。)に適合するものでなければならない。 いては、第一号及び第四号に掲げるものに限 基準(総トン数百五十トン未満のタンカーにつ 条第二項に規定するタンカーであつて専ら水 の表の第一号の上欄に掲げるタンカー及び同有するものであること。ただし、前条第一項 ては、海洋への排出口を有することを要しな バラスト等を受入施設へ排棄するものにあつ 海洋への排出口及び受入施設への排出口を 2

一 上甲板上又はそれより高い位置であつて排 当該水バラスト等の排出を停止するための装 出される水バラスト等の監視を行う場所に、 置を備えているものであること。 ただし、地 3 適合するものでなければならない

えないと認める場合は、この限りでない。 する場所との間の連絡方法を考慮して差し支 を行う場所と当該水バラスト等の排出を停止 方運輸局長が排出される水バラスト等の監視

三 海洋への排出口が、暴露甲板上又は最も深 限りでない。 するための海洋への排出口については、この 書に規定する方法により水バラスト等を排出 第一項第五号ただし書又は同条第二項ただし るものであること。ただし、政令第一条の九 における喫水線より上方の船側に開口してい い喫水となるよう水バラストを積載した状態 4

二万トン以上の原油タンカー及び載貨重量トン ばならない水バラスト等排出管装置は、次に掲 数三万トン以上の精製油運搬船に設置しなけれ げる基準に適合するものでなければならない。 前項に規定するもののほか、載貨重量トン数 されているものであること。 管内の油の残留量を最小とするように配置 受入施設への排出用マニホルドを暴露甲板 一の両船側に備えているものであること。

(バラスト用油排出監視制御装置) 備えているものであること。 ポンプ内及び管内の油抜きのための装置を

油分濃度計

に掲げるものにより構成されるものとする。

次

自動排出停止装置 監視記録装置

排水採取装置

前項第一号の油分濃度計は、次に掲げる基準

に適合するものでなければならない。 測定できるものであること。 以内の誤差で排水中の貨物油の油分の濃度を センチメートルのうちいずれか大きい方の値 水一万立方センチメートル当たり○・一立方 排水中の油分の濃度の十パーセント又は排 5

兀 二 測定した油分の濃度に係る情報を監視記録 装置に自動的に入力できるものであること。 第一項第二号の流量計は、次に掲げる基準に 条第一項第四号から第六号までに掲げる基準 に油分の濃度を指示できるものであること。 装置に排水が送り込まれてから二十秒以内 第五条第二項第三号及び第四号並びに第七

二 十パーセント以内の誤差で排水の流量を測 より造られたものであること。

三 測定した流量に係る情報を監視記録装置に 定できるものであること。

条第一項第四号及び第五号に掲げる基準 第五条第二項第三号及び第四号並びに第七

適合するものでなければならない。 第一項第三号の船速計は、次に掲げる基準に

二 速力を目盛りを指示する方式で表示するも

五. 速力の表示は見やすいものであること。

は五分の一ノットのうちいずれか大きい方 るものにあつては、速力の二パーセント又 もの又は外部の装置において速力を表示す 当該装置において速力を数字で表示する

t 自動的に入力できるものであること。

基準に適合するものでなければならない。

二 次に掲げる事項を見やすいように表示でき るものであること。

前号の計算の結果

排水の流量

海水及び油に対して耐食性を有する材料に

自動的に入力できるものであること。

分の一ノットを単位として表示できるもので速力を数字で表示するものにあつては、十

三 後進中の速力を表示できるものにあつて 目盛りごとに数字を付したものであること。 とに目盛りを表示したものであり、かつ、十 のにあつては、少なくとも二分の一ノットご は、船舶の進行方向を表示できるものである

るものであること。 次に掲げる値以内の誤差で速力を測定でき

ロ 当該装置において速力を目盛りで指示す る方式で表示するものにあつては、速力の ちいずれか大きい方の値 二・五パーセント又は四分の一ノットのう 8

測定した速力に係る情報を監視記録装置に

第一項第四号の監視記録装置は、次に掲げる 条第一項第四号及び第五号に掲げる基準 第五条第二項第三号及び第四号並びに第七

ること 量を連続的に計算することができるものであ 油分の瞬間排出率及び排出された油分の総

2

排水中の貨物油の油分の濃度

船舶の速力

排水の排出の制御の状態

視制御装置の作動状態を記録することがで になるものであること。 き、かつ、これらの記録に係る日時が明らか 記録することができ及びバラスト用油排出監 前号イからホまでに掲げる事項を連続的に

兀 あること。 排水の排出の開始と同時に作動するもので

五 次に掲げる場合に可視可聴の警報を発する ことができるものであること。

ットルを超えた場合 油分の瞬間排出率が一海里当たり三十リ

一部を構成していた貨物油の総量の三万分 油分の総量が当該排出される油分がその 一を超えた場合

第五条第二項第三号及び第四号並びに第七 能の不良その他の故障が生じた場合 油分濃度計、流量計又は船速計の測定機

6 ならない。 自動的に停止することができるものでなけれ 五号イからハまでに掲げる場合に排水の排出を 第一項第五号の自動排出停止装置は、前項第 条第一項第四号及び第五号に掲げる基準

7 くことができる水バラスト等の排出管の鉛直に ものでなければならない。 配管された部分において、排水の採取ができる 第一項第六号の排水採取装置は、容易に近づ

装置を較正したことを証する書類を備えていな 操作手引書及び当該バラスト用油排出監視制御 舶には、当該バラスト用油排出監視制御装置 ければならない。 バラスト用油排出監視制御装置を設置する船

(バラスト用濃度監視装置)

第十二条 バラスト用濃度監視装置は、 るものにより構成されるものとする。

油分濃度計

一 監視記録装置

に適合するものでなければならない。 前項第一号の油分濃度計は、次に掲げる基準

中の貨物油の油分の濃度を測定できるもので 五立方センチメートルの値以内の誤差で排水 排水一万立方センチメートル当たり○・○

条第一項第三号から第六号までに掲げる基準 第五条第二項第三号及び第四号並びに第七 きるものであること。

- 基準に適合するものでなければならない。 第一項第二号の監視記録装置は、次に掲げる 排水中の油分の濃度を連続的に記録するこ
- かになるものであること とができ、かつ、当該記録に係る日時が明ら 排水の排出の開始と同時に作動するもので
- 三 次に掲げる場合に可視可聴の警報を発する ものであること。

あること。

- えた場合 ル当たり○・一五立方センチメートルを超 油分の濃度が排水一万立方センチメート
- 較正又は清掃を行う場合障が生じた場合 油分濃度計の測定機能の不良その他の故

(スロップタンク装置) 条第一項第四号及び第五号に掲げる基準 第五条第二項第三号及び第四号並びに第七

第十三条 スロップタンク装置は、次に掲げるも のにより構成されるものとする。

スロップタンク

スロップ移送装置

油水境界面検出器

基準に適合するものでなければならない。 前項第一号のスロップタンクは、次に掲げる

考慮して差し支えないと認める場合は、この 限りでない。 だし、地方運輸局長が貨物艙の洗浄方法等を 積載容積の三パーセント以上であること。た 場合にあつては、その合計容量)が総貨物艙 容量(スロップタンクの数が二以上である

防止できる構造のものであること。 スロップタンク内における過度のかく乱を

以上の精製油運搬船

(分離バラストタンク)

三 二以上設置されていること。ただし、載貨 るスロップタンクにあつては、この限りでな 重量トン数七万トン未満のタンカーに設置す

3 洗浄水、汚れた水バラスト等をスロップタンク に移送するために適当なものでなければならな 第一項第二号のスロップ移送装置は、貨物艙

二 あらゆる種類の油に対して二十五ミリメー げる基準に適合するものでなければならない。 第一項第三号の油水境界面検出器は、次に掲 位置を速やかに測定できるものであること。 スロップタンク又は貨物艙の油水境界面の ル以内の誤差で油水境界面の位置を測定で

- えられる十分な強度を有するものであるこ を用いて洗浄することにより生ずる衝撃に耐 ップタンク又は貨物艙を貨物艙原油洗浄設備 つては、当該油水境界面検出器を備えたスロ 固定して使用される油水境界面検出器にあ
- Ŧ. な耐食性を有するものであること。 海水、油及びイナート・ガスに対して十分 第五条第二項第三号及び第四号に掲げる

(水バラスト漲水管装置)

第十三条の二 水バラスト漲水管装置は、次に掲 げる基準に適合するものでなければならない。 するものであること。 貨物油管と海水取入口との間に二の弁を有

とのできる装置を有するものであること。 貨物油管と海水取入口を確実に遮断するこ 第四章 分離バラストタンク及び貨物艙原

第十四条 法第五条第三項の国土交通省令で定め カーの区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げ るタンカーは、次の表の上欄に掲げるものと し、当該タンカーは、同表の上欄に掲げるタン (分離バラストタンク及び貨物艙原油洗浄設備)

以上の原油タンカー タンカーの区分 る設備を設置するものとする。 載貨重量トン数三万ト 載貨重量トン数二万トン 分離バラストタ 1 設備 タンク 浄設備 貨物艙 分離 バラス 原油洗

第十五条 分離バラストタンカーが当該分離バラ 地方運輸局長の適当と認める基準によることが が百五十メートル未満のタンカーにあつては、 第四条に規定する船の長さをいう。以下同じ。 水線規則 (昭和四十三年運輸省令第三十三号) なければならない。ただし、船の長さ(満載喫 おいて次に掲げる基準に適合するように設置し ストタンクのみに水バラストを積載した状態に

同じ。)は次の算式により算定した値以上で あること。 上面から喫水線までの垂直距離をいう。以下 船の長さの中央における型喫水(キールの 4

船尾トリム(船尾垂線(満載喫水線規則第 は、船の長さ(メートル) 02L+2.0(メートル)

ること。 じ。)における型喫水を減じた値をいう。以則第五条に規定する船首垂線をいう。以下同 五条に規定する船尾垂線をいう。以下同じ。) 下同じ。) は船の長さの千分の十五以下であ における型喫水から船首垂線(満載喫水線規

2 するための海洋への排出口については、この限第二号に規定する方法により水バラストを排出ればならない。ただし、施行規則第八条の十四 ラストを積載した状態における喫水線より上方 が暴露甲板上又は最も深い喫水となるよう水バ 管装置であつて、当該管装置の海洋への排出口 ンクは、水バラストの積込み及び排出のための りでない。 の船側に開口しているものを有するものでなけ 前項に規定するもののほか、分離バラストタ プロペラは完全に没水していること。

(貨物艙原油洗浄設備)

第十六条 貨物艙原油洗浄設備は、次に掲げるも のにより構成されるものとする。

洗浄用配管 洗浄機用ポンプ

ストリッピング装置

2 合するものでなければならない。 前項第一号の洗浄機は、次に掲げる基準に適

二 貨物艙内を有効に洗浄するための十分な能 分な耐食性を有するものであること。 海水、原油及びイナート・ガスに対して十

認できるものは、この限りでない。 力を有するものであること。 し、音響等により当該洗浄機の作動状況が確 洗浄中における洗浄機の作動状況を貨物艙 外部に表示できるものであること。ただ

有効に洗浄できるよう配置されているもので すべての貨物艙において、当該貨物艙内を

五. 第五条第二項第三号及び第四号に掲げる

適当と認める基準によることができる。

貨物油量 二十万立方メー

0

3 るものでなければならない。 洗浄のために必要とする原油を十分に供給でき 第一項第二号の洗浄機用ポンプは、洗浄機が

準に適合するものでなければならない

第一項第三号の洗浄用配管は、次に掲げる基

る場合は、この限りでない。 考慮して地方運輸局長が差し支えないと認め と。ただし、漏油を防止するための措置等を 船体に堅固に固定されているものであるこ

一 水洗浄用の配管との接続部には、確実に遮 断することのできる弁その他の装置を有して いるものであること。

5 三 管内の油抜きが容易にできるものであるこ

底部の原油を有効に吸引できるものでなければ 艙を原油洗浄する場合において、当該貨物艙の ならない 貨物艙原油洗浄設備を設置する船舶には、当 第一項第四号のストリッピング装置は、貨物

該貨物艙原油洗浄設備の操作及び設備の手引書 を備えていなければならない。 防止するための貨物艙等の技術上の基準 第五章 損傷時における大量の油の排出を

第十七条 法第五条の二の国土交通省令で定める 貨物艙の技術上の基準は、次のとおりとする。 (貨物艙の構造及び配置の基準) う。) であつて、貨物油量が二十万立方メー 定により算定した仮想流出量OMがそれぞれ 号において同じ。)の区分に応じ、次条の規 以下同じ。)のそれぞれの容積の九十八パー にこれらの区域にある燃料油タンクをいう。 の配置は、次の表の上欄に掲げる貨物油量 トル未満であるものについては、当該兼用タ (以下この号において「兼用タンカー」とい 体貨物の輸送のための構造を有するタンカー 載貨重量トン数五千トン以上のばら積みの固 流出量を超えないものであること。ただし、 同表の下欄に掲げる算式により算定した限界 セントの量を合計したものをいう。以下この いう。) の全ての貨物艙の大きさ及びこれ し支えないと認める場合は、地方運輸局長の ンカーの構造等を考慮して地方運輸局長が差 (貨物艙等 (貨物艙及びスロップタンク並 (次条及び第十九条において「タンカー」と 載貨重量トン数五千トン以上のタンカー

方メートル未満ル以上四十万立 二十万立方メー

0 ô.

The color of t	************************************		の配置に応じ次のの配置に応じるのの配置に応じるのの配置に応じるのの配置に応じるのの配置に応じるのの配置に応じるのの配置に応じるのの配置に応じるのの配置に応じるのの配置に応じるのの配置に応じるのの配置に応じるのの配置に応じるのの配置に応じるのの配置に応じるのの配置に応じるのの配置に応じるのの配置に応じるのの配置に応じるのの配置に応じるののの配置に応じるののの配置に応じるのののののののののののののののののののののののののののののののののののの
	心つ未五i 合以五i 線て満分/ 上分/ 縦、でのB ののB	い隔つ未五 i い隔つ以五 i 場壁て満分/場壁て上分/ 合が縦での B 合が縦での B	- トルのうちい - トルのうちい - 上と。 - 二以上の縦通隔壁がある場合 - の縦通隔壁ががある隔壁がある隔壁がある隔壁がある隔壁がある隔壁がある隔壁ががある。
	$ \begin{array}{cccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	$\begin{bmatrix} \vdots & \vdots & \vdots & \vdots \\ \vdots & \vdots & \vdots & \vdots \\ \vdots & \vdots &$	(a) 0 れに

b 五 i 分 / の B 一 が 隔壁がな つて、中 る場合 未満であ 隔壁があ B + 0 0 b i 1 L

一及び三 削除

Cは、貨物油量

(立方メートル

四十万立方メ

0

ル以上

縦通隔壁 (船側内側外板を除く。以下同じ。) 貨物艙の縦方向の長さは、貨物艙の種類及び 載貨重量トン数五千トン未満のタンカーの

Lは、船の長さ(メートル)

biは、満載喫水線規則第三十六条に規定 線に直角に測つたそれぞれの区分に掲げ 喫水線。第十号、第十八条及び第十九条 る貨物艙までの距離の最小値(メー の水平面において船側外板から船体中心 において「夏期満載喫水線」という。) より算定した海水満載喫水線に相当する は同令第三章第一節及び第二節の規定に 満載喫水線を有しないタンカーにあつて 水満載喫水線、夏期満載喫水線及び海水 水線を有するタンカーにあつては当該海 る場合を含む。)に規定する海水満載喫 二(同令第六十六条の規定により準用す する夏期満載喫水線(同令第六十五条の

海域を航行するように設計されたものに限 適合する位置に設けること。 む。) であつて次号に規定する重質油タンカ る。) については、六百トン未満のものを含 のうち厚さ○・三メートル以上の海氷がある のタンカー(極海域を航行するもの(極海域 載貨重量トン数六百トン以上五千トン未満 以外のものの貨物艙は、次に掲げる基準に

を超えないものであつて極海域を航行する 貨物艙の容積がそれぞれ七百立方メートル きいもの以上であること。ただし、全ての 値又は○・七六メートルのうちいずれか大 の箇所においても次の算式により算定した もの以外のものについては、この限りでな 船側外板から直角に測つた距離がいずれ

又は○・七六メートルのうちいずれか大きの箇所においても船の幅の十五分の一の値船底外板から直角に測つた距離がいずれ いもの以上であること。

直角に測つた距離がロの規定による値以上 であること。 デッド・ラインを延長して得られる線から 心線に最も近い平坦な部分におけるモール ビルジ部にあつては、船底外板の船体中

るものを除く。) の貨物艙は、次に掲げる基 の重質油タンカー(平水区域を航行区域とす 載貨重量トン数六百トン以上五千トン未満

値又は○・七六メートルのうちいずれか大の箇所においても次の算式により算定した きいもの以上であること。 0 0 0

ートル) 4 + 2. 4 Dw 2 0,

Dは、載貨重量トン数

貨物艙は、次に掲げる基準に適合する位置に 設けること。 載貨重量トン数五千トン以上のタンカーの

定する船の幅をいう。第五号及び第七号

は、船の幅(満載喫水線規則第七条に規

七

並びに第三十二条において同じ。)(メー

5+ (w/20,000) (メートル)

Dは、載貨重量トン数

この限りでない。 掲げる基準に適合する貨物艙にあつては、 大きいもの以上であること。ただし、次に メートル)又は一メートルのうちいずれか (二メートルを超える場合にあつては、二 の箇所においても船の幅の十五分の一の値 船底外板から直角に測つた距離がいずれ

分の一の値(六メートルを超える場合に 型基線からの垂直距離が、船の幅の六

ートル) 4 + 2 4 Dw/20,000

0

Dは、載貨重量トン数

準に適合する位置に設けること。 船側外板から直角に測つた距離がいずれ

前号ロ及びハに掲げる基準

イ 船側外板から直角に測つた距離がいずれ か大きいもの以上であること。 二メートル)又は一メートルのうちいずれ 値(二メートルを超える場合にあつては、 の箇所においても次の算式により算定した

八

九 載貨重量トン数五千トン以上のタンカー 貨物艙に設けるウェルは、できる限り小さい 油を積載しない区画によつて防護されている 合にあつては、船側部分)の全体にわたつ 船側部分及び船底部分(前号ロただし書の場 て、分離バラストタンク又は貨物油及び燃料

の外面から外面までの水平距離をいう。第十最大の船の幅(船体最広部におけるフレーム 分の一以上であること。 ものであつて船底外板からウェル底面に直角 に測つた距離が第七号ロの規定による値の二 九条において同じ。)に〇・三を乗じて得た 船側外板から夏期満載喫水線以下における

物艙が水平かつ油密に仕切られているこ る型深さの五分の三の値以下の位置で貨 あつては、六メートル)以上船体中央部 における満載喫水線規則第三条に規定す

 $((d \cdot \rho \cdot g - \Delta p)$ た値以下であること。 の高さの最大値が次の算式により算定し / 1. 1

最下層の貨物艙における満載時の液面

dが、想定される貨物積載状態における最 c・g)) (メートル)

ρ s は、海水の密度(キログラム毎立方メ 小喫水(メートル) ートル)

gは、標準重力加速度 (九・八一メートル 毎秒毎秒)

ρ。は、貨物油の最大密度(キログラム毎 Δ pは、貨物艙に設ける自動呼吸弁の最 立方メートル) 大設定圧力(パスカル)

側外板の位置から垂直に船底外板まで配置 の部分については、基準高における船側内 ロただし書の場合にあつては、基準高以下 距離がロの規定の値の一・五倍の高さ(以 に適合するように配置すること。ただし、 についてはロ (ただし書を除く。) の基準 いてはイの基準に適合し、それ以下の部分 下「基準高」という。)を超える部分につ することができる。 ビルジ部にあつては、型基線からの垂直

前三号の規定による貨物艙の区域は、その

管が貫通する貨物艙の隔壁又は二重底内底板ものを備えている貨物艙にあつては、当該配 ること に弁その他の閉鎖装置を備えているものであ 内を通る配管であつて貨物艙に開口を有する 条に規定する型深さをいう。以下同じ。) に の中央における型深さ(満載喫水線規則第三 距離の範囲内若しくは船底外板から船の長さ ○・三を乗じて得た距離の範囲内又は二重底

を備えている貨物艙にあつては、当該配管を の貨物艙に備える配管は、次に掲げる基準に できる限り船底外板から離れた位置に備えて いるものであること。 載貨重量トン数五千トン以上のタンカ 前号の配管であつて二重底内を通るもの

さ等を考慮して地方運輸局長が差し支えない 適合するものであること。ただし、配管の長 と認める場合は、この限りでない。 ストタンク内を通さないこと。 貨物艙に開口を有する配管は、 分離バラ

(油の仮想流出量) ンクに開口を有さないこと。 貨物艙内を通る配管は、分離バラストタ

の仮想流出量OMは、次の算式により算定する 第十八条 次条の船側損傷及び船底損傷による油 ものとする。

よるものとする。 あつては、地方運輸局長の指示するところに だし、貨物艙等の配置が左右非対称の場合に OMSは、次の算式により算定した船側損傷 OM=0.4OMS+0.6OMB による油の仮想流出量(立方メートル)。た

C3は、二の縦通隔壁を有する場合は、 iは、貨物艙等の番号 OMS = C3 MPS (i) OS (i)百分

艙等;の容積の九十八パーセントの量をいOS(;)は、貨物艙等;の貨物油量(貨物 船側損傷によつて貨物艙等iが損傷する確率 PS(i)は、次条第一号により算定される の七十七。その他の場合は一

う。)(立方メートル) O M B || 0. OMBは、次の算式により算定した船底損傷 による油の仮想流出量(立方メートル) 7 O M B (0) + 0. 3 O M B

位零メートルとした場合の船底損傷による油のMB(0)は、次の算式により算定した潮 の仮想流出量(立方メートル) 2. 5

> M B 0 \parallel M P B O B (i) C

O M B 船底損傷による油の仮想流出量(立方メート た潮位マイナス二・五メートルとした場合の 5 は、次の算式により算定し

C D B O M B 5 | P B (i) O B

艙等iの下端からの高さ(メートル)の貨物 船底損傷によつて貨物艙等iが損傷する確率 PB(i)は、次条第二号により算定される る。)(立方メートル) める場合は、それ以下の値とすることが を考慮して地方運輸局長が差し支えないと認 の一パーセント。ただし、タンカーの構造等 底外板に隣接している場合には、OS(ⅰ) た、貨物艙等iからの流出量(OS(i)の 油が貨物艙等iに残留するものとして算定し 状態において、次の算式により算定した貨物 OB(i)は、ゼロトリム及びゼロヒールの パーセント未満であつて当該貨物艙等が船

 $(ds+tc-Z1) \rho s$ g) 1/0 n 1 0 0 0

貨物艙等iの下端までの垂直距離(メートZ1は、船の長さの中央における型基線から 夏期満載喫水線までの垂直距離(メートル) t c は、 dsは、船の長さの中央における型基線から 潮位(メートル)

ρ sは、海水の密度

秒毎秒) gは、標準重力加速度(九・八一メートル毎 pは、イナート・ガス装置によつて加えられ

〇・八五

 \circ

t

する。 ρ nは、貨物油の密度(キログラム毎立方 つては、五)(キロパスカル)。ただし、 る圧力の値(当該値が五未満である場合にあ ト・ガス装置が設置されない場合は、 イナ 零と

の他の場合は一区画が油のない区画の場合は、十分の六。そ CDB(i)は、貨物艙等iの下面に接する メートル)

(貨物艙等が損傷する確率)

第十九条 貨物艙等が損傷する確率は、 りとする。ただし、タンカーの構造等を考慮し ができる は、地方運輸局長の指示するところによること て地方運輸局長が差し支えないと認める場合 次のとお

> PSは、次の算式により算定した値とする。 船側損傷によつて貨物艙等が損傷する確率 $(1 | PS f | PS a) \times (1 | PS u |$ $PS1 \times (1 - PSy)$

> > 離を船の長さで除

した値

PSfは、次の表の上欄に掲げる船尾垂線 さで除した値に応じ、それぞれ同表の下 から貨物艙等の前端までの距離を船の長 欄に掲げる値

 \circ

— 五.

О -〇・〇六八 0.01 0.000

— 七

0.10 〇· 〇五 0.00

〇· 〇五	0.00	した値	を船の長さで	等の前端までの距	船尾垂線から貨物艙	1 4 4 1
〇・九一七	〇・九六七				P S f	

\neg	_																		_
〇・七五	〇・七〇	〇・六五	〇・六〇	○・五五	〇・五〇	○・四五		○・三五	0.1110	〇・二五	0.110	〇· - 五	0.10	〇·〇五	0.00	した値	離を船の長さで除	等の前端までの距	舟屋玉糸ガは貨牛舟
〇・一六七	〇・二六七	〇・三一七	〇・三六七	〇・四一七	〇・四六七	〇・五一七	〇・五六七	〇・六一七	〇・六六七	〇・ヤーヤ	〇・七六七	〇・八一七	〇・八六七	〇・九一七	〇・九六七				I

. 九五 九 .00 0.000 ()

PSaは、 船尾垂線から貨物艙等の前端までの距 船の長さで除した値がこの表に掲げるオ り値を算定する。 0) の中間にあるときは、一次補間法によ 次の表の上欄に掲げる船尾垂

船尾垂線から貨物艙 等の後端までの P S

欄に掲げる値

さで除した値に応じ、それぞれ同表の から貨物艙等の後端までの距離を船の日

	1.00	○・九五	〇・九〇	〇・八五	〇・八〇	〇・七五	〇・七〇	〇・六五	〇・六〇	〇・五五	〇・五〇	〇・四五	〇・四〇	〇・三五	0.1110	〇・二五	0.110
の覚の音等の変描にぶつ言惟ら	〇・九六七	〇・九一七	〇・八六七	〇・八一七	〇・七六七	〇・七一七	〇・六六七	〇・六一七	〇・五六七	〇・五一七	〇・四六七	〇・四一七	〇・三六七	〇・三一七	〇·二六七	0 - 1111 +	〇・一六七

船尾垂縛から貨物艙等の後端までの距離を のの中間にあるときは、 船の長さで除した値がこの表に掲げるも り値を算定する。 一次補間法によ

PSuは、次の表の上欄に掲げる船の長さ ける型深さで除した値に応じ、 端までの垂直距離を船の長さの中央にお の中央における型基線から貨物艙等の 表の下欄に掲げる値 上

			_	- 1	TK.	線		6	F	を	
0.110	〇 - 五	0.10	〇·〇五 ———————————————————————————————————	0.00	値	L	長さの中央におけ	船	上端	ける型基線から貨	船の長さの中央にお
〇・八七三	○・九○五	○・九三一	〇・九五二	〇・九六八							P S u

値 値 位 (a型深さて除した (c) - 二五 (c) - 二二 (c) - 二 (c) -	17世紀の大学 18年	船の長さの中央にお PS1 同表の下欄に掲げる値	ける型深さで涂した値に応じ、それぞれ端までの垂直距離を船の長さの中央におの中央における型基線から貨物艙等の下の中央における型基線から貨物艙等の下	の中央によける型深さて防した値が一を が中央によける型深さて防した値が一を	か艙等の上端までの垂直距離を船の長さ、 船の長さの中央における型基線から貨 水補間法により値を算定する。	そこまでのうりますこのの中央における型深さで除した値がこのの中央における型深さで除した値がこの一 船の長さの中央における型基線から貨備考	一・○○ 0・○○三	○・八五 ○・〇四六	000	・ 大五 〇 .	○・五五 ○・五五 ○・五二 ○・五二五 ○・五二五		〇・二五 〇・七八九
PBは、次の算式により算定した値とする。 二 BSは、夏期満載喫水線以下における 最大の船の幅(メートル)	0以上	5 B S O 5 S	○ · ○ 五以上 0 · 7 4 9 + (5 - 4 4 ((y/BS)) (y	○・○五未満 (24.96-199.	ったよ、定した値。などれでれ同で上欄に1	引はことの重と値でした。 場げるものの中間にあるときは、一次補 等の下端までの垂直距離を船の長さの中 船の長さの中央における型基線から貨物艙	備考	〇・九五 〇・七〇〇	· 八五 〇 · 五 四 日	- 七五五 () () () () () () () () () (〇・五五 〇・一七二 〇・一七二	- 四 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	〇・三名 〇・〇三名 〇・三名 〇・〇三四
から貨物艙等の後端までの距離を船の長さで除した値に応じ、それぞれ同表の下端を船の長さで除までの距離を船の長さで除した値	PBaは、次の表の上欄に掲げる船尾垂線り値を算定する。 のの中間にあるときは、一次補間法によ	船尾垂線から貨物艙等の前端までの距離を備考	九九九五	000	六六五五	○・四五 ○・四五 ○・七三四 ○・七三四			5 0 5 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	能を船の長さで除 等の前端までの距	船尾垂線から貨物艙 PBf 欄に掲げる値	さで余しと直こなじ、それぞれ司表の下から貨物艙等の前端までの距離を船の長PBfは、次の表の上欄に掲げる船尾垂線	P 1 P B P B S X (1 P B B Z)
〇〇、六五五四四			・ p げる値 B B	Bの値に応じ、それぞれ同表の下欄に掲り値を算定する。	のの中間にあるときは、一次補間法によ船の長さで除した値がこの表に掲げるも船尾垂線から貨物艙等の後端までの距離を備考	〇・八五 〇・五六五 一・〇〇 〇・五六五 一・〇〇 〇・七六一		〇·七〇 〇·二八九 〇·二八九	- 六 五 五 () () () () () () () () ()				00

置		一
者が	〇・八四四	1.00
2	〇・七九四	○・九五
る。	〇・七四四	〇•九〇
で	〇・六九四	〇・八五
第二名	〇・六四四	〇・八〇
É	〇・五九四	〇・七五
l'a	○・五四四	〇・七〇
t し	〇・四九四	〇・六五
配	〇・四四四	〇・六〇
板	〇・三九四	○・五五
の	〇・三四四	〇・五〇
部	〇・二九七	〇・四五
離、	〇・二五三	〇・四〇
分	0. = -	○・三五
第二:	〇・一七一	0.110
	0 - 1 11111	〇•二五
	〇・〇九七	0.110
	〇・〇六三	〇· 五
	C • CIIII	-
	〇· CC九	- c
) P B s	Y s / B B
		12
	これぞれ同表の下欄に掲	に
	、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	[は、
		を
	いは、一次補間法により	の中間にあるとき
	LMにの表に掲げるもの	三 Yp/BBの値
_	ける最大の船の幅(メートル)	における最大のい
	ーセントに相当する深さ以下	さの三十パーセン
	はさの中央における型深	•
	1	ル (
	の最も左舷側の点までの距離(メート	の最も左舷側の
	水平面における貨物艙等	相当する深さの水
	()さの三十パーセントに	中央における型突
	2の距離にある鉛直面から船の長さの	/2の距離にある
	に B	T 7
		備考
	0.000	1.00
	〇・〇〇九	〇・九五
	0.01111	〇・九〇
	〇・〇六三	〇・八五
	〇・〇九七	〇・八〇
	0 • 11 11	〇・七五

の最も右舷側の点までの距離(メート 相当する深さの水平面における貨物艙等 中央における型深さの三十パーセントに 、2の距離にある鉛直面から船の長さの Ysは、船体中心線から右舷側にBB

さの三十パーセントに相当する深さ以下 の中間にあるときは、一次補間法により における最大の船の幅(メートル) Ys/BBの値がこの表に掲げるもの

PBzは、次の表の上欄に掲げるz/Ds の値に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げ 値を算定する。 る算式により算定した値。ただし、一を

1	
(z/Ds) 0.	
0. 7 8 + 1. 1	○・一を超える
s	
/ D s)) ; Z / D	
1 4. 5 - 6 7 c	〇・一以下
P B z	z / D s
めつては、一とする。	超える場合にあつては、
7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	7 = = 1

小値 (メートル) から貨物艙等の下端までの垂直距離の最 z は、 横断面における船底外板の下端

が離バラストタンクの配置基準)

さ (メートル)

Dsは、船の長さの中央における型深

置することとする。ただし、トリム等を考慮 に隣接し、かつ、できる限り均等にするよう 場合にあつては、船側部分)の全体の船体外 分及び船底部分(第十七条第七号ロただし書 離バラストタンクの技術上の基準は、当該分 十条 法第五条の二の国土交通省令で定める て地方運輸局長が差し支えないと認める場合 バラストタンクを、その貨物艙の区域の船側 この限りでない。

c害液体物質排出防止設備) 第六章 有害液体物質排出防止設備

定める船舶は、有害液体物質ばら積船とす 十一条 法第九条の三第一項の国土交通省令

置しなければならない有害液体物質排出防止設 1が前項に規定する有害液体物質ばら積船に設 法第九条の三第一項の規定により、船舶所有

備は、 次に掲げる有害液体物質排出防止設備と

ストリッピング装置

号ロ(1)又は第二号イに掲げる事前処理一 予備洗浄装置(専ら政令別表第一の六第 行う船舶を除く。)

BBは、船の長さの中央における型深 第二号又は第三号の有害液体物質の区分の欄 に掲げる有害液体物質を同号の排出海域に関 有害液体物質水バラスト等排出管装置 喫水線下排出装置(専ら政令別表第一の七

Ŧi. 供されていた貨物艙の洗浄を法第九条の二第 二項に規定する浄化方法により行う船舶に限 に掲げる基準に従つて排出する船舶を除く。) する基準の欄及び排出方法に関する基準の欄 通風洗浄装置(有害液体物質の輸送の用に

輸送の用に供されていた貨物艙の洗浄を専ら法有害液体物質ばら積船であつて有害液体物質の 排出防止設備は、通風洗浄装置とする。 うものに設置しなければならない有害液体物質 第九条の二第二項に規定する浄化方法により行 前項の規定にかかわらず、第一項に規定する

る有害液体物質ばら積船であつて法第九条の二 質水バラスト等排出管装置及び専用バラストタ 規定するものを除く。)に設置しなければなら 第三項に規定する排出を行わないもの(前項に ンクとする。 ない有害液体物質排出防止設備は、有害液体物 第二項の規定にかかわらず、第一項に規定す

(予備洗浄装置)

第二十二条 予備洗浄装置は、次に掲げるものに より構成されるものとする。

洗浄機 洗浄機用ポンプ

粘度を有するものの輸送の用に供される船舶 同じ。)又は凝固性物質以外の有害液体物質 未満の温度である有害液体物質をいう。以下 であるものにあつては、十度)を加えた温度 の温度がその融点に五度(融点が十五度以上 度二十度において五十ミリパスカル秒以上の (以下「非凝固性物質」という。) であつて温 洗浄水加熱装置(凝固性物質(取卸しの際 洗浄用配管

2 合するものでなければならない。 前項第一号の洗浄機は、次に掲げる基準に適 有害液体物質に対して十分な耐食性を有す

るものであること。

二 貨物艙内を有効に洗浄するための十分な能 力を有するものであること。

認できるものは、この限りでない。 の外部に表示できるものであること。ただ し、音響等により当該洗浄機の作動状況が確 洗浄中における洗浄機の作動状況を貨物艙

の限りでない。 水の循環処理を行わないものについては、こ こと。ただし、専らY類物質等又は2類物質 とができるように配置されているものである 貨物艙に設置する予備洗浄装置であつて洗浄 等である非凝固性物質の輸送の用に供される 貨物艙のすべての表面を有効に洗浄するこ

第五条第二項第三号及び第四号に掲げる

Ξί.

3 の十分な能力を有するものでなければならな 洗浄のために必要とする洗浄水を供給するため 第一項第二号の洗浄機用ポンプは、洗浄機が

5 4 らない。 有効に加熱する能力を有するものでなければな 固定されているものでなければならない。ただ し支えないと認める場合は、この限りでない。 し、船舶の構造等を考慮して地方運輸局長が差 第一項第四号の洗浄水加熱装置は、洗浄水を 第一項第三号の洗浄用配管は、船体に堅固に

(有害液体物質水バラスト等排出管装置)

第二十三条 有害液体物質水バラスト等排出管装 ばならない。 置は、次に掲げる基準に適合するものでなけれ

受入施設への排出口を有するものであるこ

(喫水線下排出装置) 二 受入施設への排出用マニホルドを暴露甲板 上の両船側に備えているものであること。

第二十四条 喫水線下排出装置は、次に掲げるも のにより構成されるものとする。

排出用ポンプ 喫水線下排出口

排出用配管

2 基準に適合するものでなければならない。 前項第一号の喫水線下排出口は、次に掲げ

り下方の湾曲部付近の船側に開口しているも 最も浅い喫水となる状態における喫水線よ

下液体物質の最大排出容量(立方メートのは、喫水線下排出口の口径(メートル)の目のは、中間当まりの有のは、喫水線下排出口の口径(メートル)の目のは、

付角(度)

第一項第二号の排出用ポンプは、有害液体物距離(メートル)

他の装置を有しているものでなければならな 接続部に、確実に遮断することのできる弁その 接続部に、確実に遮断することのできる弁その なければならない。 2 質を排出するための十分な能力を有するもので 2 質を排出するための十分な能力を有するもので 2

より構成されるものとする。第二十五条 通風洗浄装置は、次に掲げるものに(通風洗浄装置)

二確認装置

合するものでなければならない。
前項第一号の通風機は、次に掲げる基準に適

とができるように配置されているものである」ニ 貨物艙及び関連管系内を有効に洗浄するこめの十分な能力を有するものであること。一 貨物艙及び関連管系内を有効に洗浄するたー 貨物艙及び関連管系内を有効に洗浄するたー 有害液体物質及びイナート・ガスに対して

ができるものでなければならない。管系内の通風洗浄の状態を有効に確認することで、第一項第二号の確認装置は、貨物艙及び関連

弗二十六条 削除

(ストリッピング装置)

ものにより構成されるものとする。 第二十七条 ストリッピング装置は、次に掲げる

ー ストリッピングポンプ

て地方運輸局長が差し支えないと認めるもの 第二 ブローイング装置(船舶の構造等を考慮し

らない。 3 第一項第二号のブローイング装置は、貨物艙 3 第一項第二号のブローイング装置は、貨物艙

第二十八条 削除

(専用バラストタンク)

満載喫水線、夏期満載喫水線及び海水満載有害液体物質ばら積船にあつては当該海水

第二十九条 専用バラストタンクは、水バラストが上ればなどといい。

一 船の長さの中央における型喫水は、次の算 地によることができる。一 船の長さの中央における型喫水は、次の算 が、当該専用バラストタンクのみに水バラスト が、当該専用バラストタンクのみに水バラスト が、当該専用バラストタンクのみに水バラスト が、当該専用バラストタンクのみに水バラスト が、当該専用バラストタンクは、当該専用バラストタンクは、当該専用バラストタンクは、当該専用バラストタンクは、当該専用バラー

以下であること。 の・023L+1・550(メートル) し・023L+1・550(メートル) 上は、船の長さ(メートル) 一船尾トリムは、次の算式により算定した値 い下であること。

(設備の操作手引書)

こ プロペラは、完全に没水していること。

しは、船の長さ(メートル)

0.013L+1.600(メートル)

第三十条 第二十二条から第二十五条まで、第二十七条及び第二十九条に規定する有害液体物質はら積船には、当該設備の操作の方法、その設備の使用にに適した船舶の状態その他の当該設備の使用には、当該設備を設置する有害液体物質がある必要な事項を記載した手引書を備えていません。

上の基準 関係時等における大量の有害液体 第七章 損傷時等における大量の有害液体

害液体物質) (損傷時等における大量の排出を防止すべき有

で定める有害液体物質は、X類物質等、Y類物第三十一条 法第九条の三第三項の国土交通省令

とする。 質等又はZ類物質等であつて告示で定めるもの

(貨物艙の構造及び配置の基準)

第三十二条 法第九条の三第三項の国土交通省令をする。

ならな む。)に規定する海水満載喫水線を有するドル以 第六十六条の規定により準用する場合を含留する 期満載喫水線(同令第六十五条の二(同令ング装 イ 満載喫水線規則第三十六条に規定する夏に設けること。 に設けること。

と。 百六十ミリメートル以上の距離にあるこ ロ いずれの箇所においても当該外板から七て同じ。) に限る。)。

貨物艙に設けるウェルは、型基線からの垂分の一の値以上であること。 小さい方の値以上であること。 から 型基線からの垂直距離が、船の幅の十五

てきる限り浅いこと。

にあること。

値の位置

・ 二重底がある場合は、内底板から下方の工手ミリメートルのいずれか小さい方の工手該二重底の深さの四分の一又は三百

ートルの位置 「一年の位置」 「一年底がない場合は、第一号へに規定」

準に関する特例)
(有害液体物質ばら積船の貨物艙の技術上の

基

第三十三条 前条の規定にかかわらず危規則第二十三条 前条の規定にかかわらず危規則第二条第一号の二イの液化ガス物質又は危規則第二き液体物質ばら積船の貨物艙の技術上の基準にする有害液体物質の輸送の用に供される有該当する有害液体物質の輸送の用に供される有るものとする。

止緊急措置手引書を作成すべき船舶)(油濁防止緊急措置手引書又は有害液体汚染防(油濁防止緊急措置手引書又は有害液体汚染防止緊急措置手引書等

件の全てに該当するもの するものに限る。) であつて、次に掲げる要す 推進機関を有しない船舶 (国際航海に従事

イ 油を積載していないこと。

こと。
ンク又はスラッジタンクを設置していない
燃料油タンク、潤滑油タンク、ビルジタ

7.亢片.目亢台 人又は動物を搭載していないこと。

三 係船中の船舶二 内航非自航船

十トン以上の船舶とする。 船舶は、有害液体物質を輸送する総トン数百五 2 法第九条の四第六項の国土交通省令で定める

(海洋汚染防止緊急措置手引書等)

第三十五条 法第七条の二第二項の国土交通省令で定める油濁防止緊急措置手引書の作成に関する技術上の基準並びに法第九条の四第九項において準用する法第七条の二第二項の国土交通省令で定める有害液体汚染防止緊急措置手引書の作成に関すび海洋汚染防止緊急措置手引書の作成に関すび海洋汚染防止緊急措置手引書の作成に関す

作成されていること。
当該船舶の船舶職員が使用する言語により

質、海洋汚染防止緊急措置手引書にあつて防止緊急措置手引書にあつては有害液体物物上緊急措置手引書にあつては有害液体汚染 一 船長が当該船舶からの油等(油濁防止緊二 次に掲げる事項が定められていること。

する事項の出対のでは油又は有害液体物質をいう。以下この項は油又は有害液体物質をいう。以下この項は油又は有害液体物質をいう。以下この項は油又は有害液体物質をいう。以下この項

事項
・イの通報を行うべき海上保安機関及び関するのでは、

海上保安機関と船舶内の措置について調する事項船舶内にある者が直ちにとるべき措置に関船舶内にある者が直ちにとるべき措置に関

、 さこころへに最近である。 をするための手続及び当該船舶内の連絡先 に関する事項 に関する事項 に関する事項 に関する事項

排出を防止するために遵守すべき事項者が、船舶間貨物油積替えに関する作業を行う次に掲げる事項が定められていること。次に掲げる事項が定められていること。より作成されていること。

当該タンカーの船舶職員が使用する言語に

お自己の日青を生ませることで、 お自己の日青を生ませる。 おもりでの日青を生までまるの氏名又は 職名

法第十七条の三第四項において準用する法第記録に関する事項 船舶間貨物油積替作業管理者が作成する

一当該船舶の船舶職員が使用する言語によりがラスト汚染防止措置手引書の作成に関する技バラスト汚染防止措置手引書の作成に関する技法第十七条の二第二項の国土交通省令で定める有害水と第一、

イ - 骨白及が当亥骨白り骨白肉ころる台書、一 次に掲げる事項が定められていること。作成されていること。

事頁 を防止するためにとるべき措置に関する 行う者が、有害水バラストの不適正な排出 、 有害水バラストの取扱いに関する作業を

締約国の政府と有害水バラストの不適正な日本国又は船舶バラスト水規制管理条約

関する事項 排出の防止について調整するための手続に

き、又は掲示しておくこととする。
お直ちに参照することができる場所に備え置掲示に関する技術上の基準は、船舶内にある者掲示に関する技術上の基準は、船舶内にある者のでは、

第九章 ふん尿等排出防止設備

(ふん尿等排出防止設備)

第三十六条 法第十条の二第一項の規定により船舶所有者が船舶に設置しなければならないふん尿等排出防止設備のうち当該船舶から排出するため、尿等の排出方法に照らし適切なものとする。ただし、第二号に掲げる設備を併せて設置しなければならないものとする。では、第三号に掲げる設備を併せて設置しなけれて、

三 ふん尿等貯留タンクニ ふん尿等処理装置 小 ふん尿等

標準排出連結具)

第三十七条 前条の標準排出連結具は、次に掲げのであること。

一次の図に示す寸法のものであること。



ヾにらいに進月 日 「「ヾミしゃ」、~)をもず値らなそなり售 分な強度を有するものであること。 るための手続に 三 ○・六○メガパスカルの使用圧力に対し十

おること。 は用のボルト及びナットを四組有するものでは、 は用のボルト及びナットを四組有するものであること。

(ふん尿等浄化装置)

俘遊物質量が、一リットル当たり三十五二十五ミリグラム以下であること。化学的酸素要求量が、一リットル当たり百たり二十五ミリグラム以下であり、かつ、生物化学的酸素要求量が、一リットル当

大腸菌群数が、百ミリリットル当たり百ミリグラム以下であること。浮遊物質量が、一リットル当たり三十五二十五ミリグラム以下であること。

個以下であること。 大腸菌群数が、百ミリリットル当たり百

五ミリグラム以下であること。ては、残留塩素が、一リットル当たり○・塩素を使用するふん尿等浄化装置にあつ

浮遊固形物が、当該排水に含まれないこ

されるふん尿等浄化装置は、次に掲げる基準に域にふん尿等を排出するものに限る。) に設置和八年法律第十一号) 第八条に規定する旅客船和八年法律第十一号) 第八条に規定する旅客船に とっための十分な能力を有するものであること。 ための十分な能力を有するものであること。 ト 周囲の海水に変色を生じさせないこと。ト 周囲の海水に変色を生じさせないこと。

世る性能を有するものであること。 トル当たり二十ミリグラム以下とする性能又 トル当たり二十ミリグラム以下とする性能又 を処理前に比して七十パーセント以上減少さ を処理前に比しておればならない。 当該装置からの排水の窒素含有量を一リッ適合するものでなければならない。

能を有するものであること。 お該装置からの排水の燃含有量を処理 を指して八十パーセント以上減少させる性能では当 2 にまる地であること。

明書を備えていなければならない。 ふん尿等浄化装置の取扱い及び保守に関する説 3 ふん尿等浄化装置を設置する船舶には、当該

(ふん尿等処理装置)

準に適合するものでなければならない。 第三十九条 ふん尿等処理装置は、次に掲げる基

イ 大腸菌群数が、一立方センチメートル当合する性能を有するものであること。 当該装置からの排水が次に掲げる基準に適

ロー浮遊固形物が、最大径二十五ミリメートたり三千個以下であること。

ための十分な能力を有するものであること。船舶内において発生するふん尿等の処理のル未満の状態であること。

準に適合するものでなければならない。 第四十条 ふん尿等貯留タンクは、次に掲げる基(ふん尿等貯留タンク)

船舶の最大搭載人員、航海の期間等に応じ、当該船舶内において発生するふん尿等をじ、当該船舶内において発生するふん尿等を

第九章の二 有害水バラスト処理設備だし、第三十六条第二号の設備に併せて設置だし、第三十六条第二号の設備に併せて設置できる装置を備え付けたものであること。たできる装置を備え付けたものであることが

技術上の基準は、次のとおりとする。 土交通省令で定める有害水バラスト処理設備の 第四十条の二 法第十七条の二第二項第一号の国

(有害水バラスト処理設備)

分な能力を有するものであること。 一 船舶内の有害水バラストの処理のための十

じないものであること。 している状態においてもその性能に支障を生二 水平面から任意の方向に二十二・五度傾斜

該記録に係る日時が明らかになる記録装置を四 作動状態を記録することができ、かつ、当不の性能に支障を生じないものであること。その性能に支障を生じないものであること。

備えていること。

上の基準は、次のとおりとする。
「視可聴の警報を発するものであること。可視可聴の警報を発するものであること。可視可聴の警報を発するものであること。

れていること。 「点検及び整備が容易にできる場所に設置さ

3 原動機の使用形態 第四十一条 値に当該運転状態に応ずる同表の下欄に掲げる 値のそれぞれを合計して得た値で除することと ワットとする。)の値に当該係数を乗じて得た 値を、当該運転状態ごとの出力(単位は、キロ 係数を乗じて得た値のそれぞれを合計して得た 間当たりの質量(単位は、グラムとする。)のべて二酸化窒素であると仮定して計算した一時 動機を運転した際に放出される窒素酸化物がす げる原動機の運転状態ごとに当該運転状態で原 げる原動機の使用形態に応じ、同表の中欄に掲 通省令で定める算出方法は、次の表の上欄に掲 船舶内」とあるのは「湖沼等において航行の用 の場合において、第一項第一号及び第三号中 置に関する技術上の基準について準用する。こ 交通省令で定める有害水バラスト処理設備の設 において準用する法第十七条の二第五項の国土 基準について、第二項の規定は法第十七条の六 令で定める有害水バラスト処理設備の技術上の する法第十七条の二第二項第一号の国土交通省 設置しなければならない。 するものであることを確認するために必要な水 近くの場所その他地方運輸局長が指示する場所 管のうちできる限り当該水バラストの排出口の 理設備と水バラストの排出口との間のバラスト 置する場合にあつては、当該有害水バラスト処 (窒素酸化物の放出量の算出方法) に供する船舟類の船舟類内」と読み替えるもの に供する船舟類」と、第二項第二号中「船舶の 「船舶」とあるのは「湖沼等において航行の用 (ラストを採取するための水バラスト採取口を 第一項の規定は法第十七条の六において準用 船舶所有者は、有害水バラスト処理設備を設 安全の確保に係る措置が講じられているこ 当該有害水バラスト処理設備が適切に作動 当該船舶の船舶内にある船員その他の者の 第十章 政令第十一条の七の表備考の国土交 大気汚染防止検査対象設備 るに転定 原 動 回対速格 機 すす <u>度</u>回力定 0) 運転状係数 る に格 比出対出 の他の補助機関として の使用 ||される主機としての使 推進船の主機その他の 使用(前二号に掲げる するための補助機関そ る補助機関として使用 の回転速度で運転され補助機関その他の一定 転される原動機として 乗に比例した状態で運 の出力が回転速度の三 ラを有する主機その他 ラを有する主機、 ものを除く。 除く。) (前号に掲げるもの 定の回転速度で運転 作業用機械を駆動 発電機を駆動する 固定ピッチプロペ 可変ピッチプロペ 電気 を 比 速 中速値 度 対ル最 Ŧī. 比 す ク 大 ル Ŧi. Ŧi · = Ŧi. Ŧī. \circ \circ Ŧī. Ŧi. Ŧī. Ŧī. Ŧī. Ŧī. Ŧī. · C -五. 五. |速度の六十パーセントから七十五パーセントま Ŧī. 兀 第四十二条 速度の六十パーセント未満である原動機の場 対するトルクが最大となる回転速度の比 外の原動機をいう。 |回転速度に対する回転速度の比の区分ごとの に対する回転速度の比をいう。 無負荷運転している状態における定格回転速度 での範囲にある原動機の場合 定格回転速度に 速度の七十五パーセントを超える原動機の場合 機関に電動機を使用する船舶をいう。 る区分に応じ、それぞれ次に定める値をいう。 る推進力を得るための原動機をいう。 転状態におけるトルクの最大値をいう。 二 この表において「主機」とは、 三 める事項は、次に掲げる事項とする。 〇·六〇 〇・七五 ,原動機取扱手引書の記載事項) この表において「低速値」とは、 この表において「中速値」とは、次に掲げ この表において「補助機関」とは、 トルクが最大となる回転速度が、定格回 トルクが最大となる回転速度が、定格回転 この表において「電気推進船」とは、 トルクが最大となる回転速度が、定格回 事項として次に掲げるもの この表において「最大トルク」とは、 て次に掲げるもの の種類 原動機の運転に当たり遵守すべき事項とし 原動機の設置及び整備に当たり遵守すべき 素酸化物の放出に影響を及ぼすものをい 及び当該部品と交換が可能な部品のうち窒 原動機の仕様及び性能 原動機の設置及び整備に係る制限事項 構成部品(原動機に使用されている部品 構成部品の交換に係る記録に関する事 構成部品の取付方法 以下この号及び次号において同じ。) 法第十九条の五の国土交通省令で定 低速値 五 船 原動機を 舶の主た 五〇 主機以 定格 推進 第四十三条 Ŧi. 兀 定する放出量確認に相当する確認を含む。) 第三項において準用する場合を含む。)に規 放出量確認(法第十九条の七第二項 測定でき 並びにそ いて 「連 の表にお の比率を 置」と 炭素及び る装置

構成部品の調整範囲

原動機に係る窒素酸化物の放出状況の確認 構成部品の調整に係る記録に関する事

(同条

令で定める技術上の基準は、原動機取扱手引書 替えて適用される法第十九条の九の国土交通省 り読み替えて適用される法第十九条の七第四 及び法第十九条の十六第二項の規定により読み に相当する図書に従うこととする。 (外国船舶に設置される原動機に関する特例) 法第十九条の十六第二項の規定によ 項

第四十三条の二 法第十九条の二十一第二項 技術上の基準は、次のとおりとする。 土交通省令で定める硫黄酸化物放出低減装置の (硫黄酸化物放出低減装置の基準)

関(以下「燃料油燃焼装置」という。)から 三欄に掲げる頻度で、同表の第四欄に掲げる めの十分な能力を有するものであること。 の排出ガスに含まれる硫黄酸化物の低減の 燃料油を使用する油だきボイラ又は内燃機 次の表の第一欄に掲げる装置の区分に応 法により記録できるものであること。 同表の第二欄に掲げる内容を、同表の第 た

排出ガス中 装置 硫黄酸化物 放出低減 上以回五三に秒 度頻の 記録 方法 置 装

二酸化硫

装置の

記 録 る

化物の

る硫黄酸 口におけ

続確認装

水」とい に「洗浄 (以下)

この表に 水 (以下

する洗浄 減に使用

おいて単

12							
連続 低 化 る 硫 産 で で で で で で で で で で で で で で で で で で			I	ı			減物 硫 備 えな 出 低 化 化
硫 る口装放 黄 洗に置出 選出 チ おの低化 水け入減物		の並 黄二烷 比びの濃化 率 そ度硫で	排出ガス中間の温度が化中間の	ロロス 装置の 低黄質 では 出 低 が 出 化 は 出 化 は 出 化 は 出 化 は 出 と は 出 と は 出 と は 出 と は 出 と は 出 と は 出 と は か と は か と か と か と か と か と か と か と か	燃 力スるロロ及 計 置燃 の が出 が 出 が 出 が 出 が 出 が と が に と が は に と が に り と り に り に り に り に り に り に り に り に り	装放黄並スる口装 置出酸びの排に置 の低化に圧出おの 入減物硫力ガけ入	硫 放 黄酸 ニカ及び 以 域 物
上以回一に日		上以回-	ー - に 日				
記 黄の二は置録 酸硫項第又装	記よ簿記低 録るに録減	放化黄の二に 出物酸硫項第	記 は 置 録 ぎ 又 装				
は、当該硫黄酸化物放出低減装置の操作、保守2 硫黄酸化物放出低減装置を設置する船舶に三 故障その他の異常が生じた場合において、三 故障その他の異常が生じた場合において、当該記録の内容を表示又は印刷すること	置に記録 十八月間に の第四欄の	の並黄二酸水化で濃硫化を	_	硫 黄 放 放 数 出 低 が 数 出 低 が は と は と は と は と と は と は と と は と は と ら し く は と ら し く は と ら し ら し は と ら ら し ら し ら し ら と ら ら ら ら と ら と ら と ら	燃 力スるロロ 数料差 油 置 燃 の 焼 圧 ガ け 世	装 放 黄 並 ス る 口 装 置 出酸 び の 排 に 置 の 低 化 に 圧 出 お の 入 減 物 硫 力 ガ け 入	硫黄酸化量 び流量 び流量 の圧力及
の操作、保守 置する船舶に %合において、 %合において、	する場合にあつては、かつ、当該記録を少かつ、当該記録を少の記録に係る日時及び		記置録に装			記 よ 簿 録 る に	章記 低 放 化 二 録 減 出 物
と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。	にと いニホル	はすることができること。 一 貨物艙から揮発性有機化合物質を陸上に移る基準に適合するものでなければならない。 る基準に適合するものでなければならない。 五 通気装置 四 高位液面警報装置	三 圧力計測装置	では、ことでは、ことでは、ここでは、ここでは、ここでは、ここでは、ここでであること。ができるものであること。 おき記録の内容を表示又は印刷すらの記録を少なくとも十八月間保存ものであること。	三 第一号の記録に係る日時及び場所が明らかつ二 前号イからハまでの事項を一万秒に百十一二 前号イからハまでの事項を一万秒に百十一二 温度二 温度二 温度	は、「労治オ」という」の管理のお汚る話録 するための硫黄酸化物放出低減記録簿を備えて 二 る するための硫黄酸化物放出低減記録簿を備えて 二 会する監視記録装置を備えなければならない。 一 当該洗浄水に係る次に掲げる基準に適 基語 大き	生に「出角く・こう。」)を担って見た己を酸化物の低減に使用した洗浄水(次項において酸化物放出低減装置の保守及び整備並びに硫黄酸・少要な事項を記載した手引書並びに当該硫黄及び整備の方法その他の当該装置の使用に関す
六百度以上になるものについては、当該燃焼焼室の排気口における燃焼ガスの温度が摂氏設備であつて当該設備の始動後五分以内に燃設備であって当該設備の始動後五分以内に燃いものであること。ただし、始動前に一括しいものであること。	の温度であることに治自8世由等と生却しよい。 根氏八百五十度以上千二百度以下の温度以外の技術上の基準は、次のとおりとする。 の国土交通省令で定める船舶発生油等焼却設備の国土交通省令で定める船舶発生油等焼却設備	をいう。)を備えているものであること。をいう。)を備えているものであること。 前各項に規定するもののほか、揮発性物質は、告示で定める。 (船舶発生油等焼却設備)	<u> </u>	が が が が が が が が が が が が が が	5 第一項第四号の高位液面警報装置は、次に掲置に達したときに可視可聴の警報を発し、かげる基準に適合するものでなければならない。 一 第三項の液面計測装置から独立して作動するものであること。	こと	く、貨物艙内の液位を測定できるものである一 揮発性有機化合物質が放出されることな上 運発性有機化合物質が放出されることなる 第一項第二号の液面計測装置は、次に掲げる

ガスの温度が摂氏八百五十度に達するまでの 燃焼室の排気口における燃焼ガスの温度の においては、この限りでない。

監視ができること。 燃焼ガスを漏らさずに燃焼室内の燃焼の状

るものであること。 の運転及びその燃料の供給を自動的に停止す 態を確認できる窓を備えているものであるこ 次に掲げる場合に、船舶発生油等焼却設備

2

燃焼室内の燃焼ガスが定格温度を超えた

火炎が消失した場合

電力の供給が停止した場合

等焼却設備にあつては、補助バーナー又はこ あること。 れと同等の補助燃焼装置を備えているもので 液体の船舶発生油等を焼却する船舶発生油

六 船舶発生油等を完全に焼却するために十分 な燃料を備えることができるものであるこ 燃焼室内が船舶発生油等焼却設備が設置さ

れている場所の気圧に対し負圧状態に維持さ

あること。 れているものであること。 船舶発生油等焼却設備に使用する材料は、 一火性のものであり、かつ、耐食性のもので

じず、かつ、操作できるように設計されてい るものであること。 している状態においてもその性能に支障を生 水平面から任意の方向に二十二・五度傾斜

備え付けたものであること。 し、かつ、当該故障の原因を表示する装置を 故障が生じた場合に可視可聴の警報を発

却設備の設置に関する技術上の基準の細目は 告示で定める。 前項に規定するもののほか、船舶発生油等焼

(揮発性物質放出防止措置手引書) 第十一章 揮発性物質放出防止措置手引書

土交通省令で定める揮発性物質放出防止措置手第四十六条 法第十九条の二十四の二第二項の国 引書の作成に関する技術上の基準は、 次のとお

より作成されていること。 原油タンカーの船舶職員が使用する言語に

次に掲げる事項が定められていること。 は原油の輸送中において原油の取扱いに関 原油の積込み若しくは取卸しの作業中又

の方法

二酸化炭素放出実績指標の算定及び報告

とする。

放出を防止するために遵守すべき事項 する作業を行う者が揮発性有機化合物質の

防止するために遵守すべき事項(当該設備 を設置する船舶に限る。) 業を行う者が揮発性有機化合物質の放出を 貨物艙原油洗浄設備の取扱いに関する作

任を有する者の氏名又は職名 イ及びロに掲げる事項の実施について責

直ちに参照することができる場所に備え置き、 している原油の取扱いに関する作業を行う者が 掲示に関する技術上の基準は、貨物として積載 又は掲示しておくこととする。 揮発性物質放出防止措置手引書の備置き又は

及び二酸化炭素放出抑制指標 第十二章 二酸化炭素放出抑制航行手引書

(二酸化炭素放出抑制航行手引書)

第四十七条 法第十九条の二十五第二項に規定す 船舶職員が使用する言語により次に掲げる事項 る二酸化炭素放出抑制航行手引書には、同条第 を記載しなければならない。 一項に規定する二酸化炭素放出抑制対象船舶の

の具体的な内容 係る二酸化炭素の放出を抑制するための取組 係る二酸化炭素の放出の抑制に関する目標 当該二酸化炭素放出抑制対象船舶の航行に 当該二酸化炭素放出抑制対象船舶の航行に

兀 係る二酸化炭素の放出状況の確認方法 当該二酸化炭素放出抑制対象船舶の航行に 第二号に規定する取組の実施状況に係る評

Ŧī. 制対象船舶(海上保安庁の使用する船舶を除 価に関する事項 た燃料油の実績の収集及び報告の方法 く。) にあつては、当該船舶において消費し 総トン数五千トン以上の二酸化炭素放出抑 2

標は、

前項第六号に規定する二酸化炭素放出実績指

次の算式により算定されなければならな

国土交通大臣が定める船舶を除く。)にあつ制対象船舶(航海の態様が特殊なものとして に関する次に掲げる事項 たつての指標となるものをいう。以下同じ。 素の放出を抑制するための措置を講ずるに当 制対象船舶についてその航行に係る二酸化炭 化炭素の量であつて、当該二酸化炭素放出抑 二酸化炭素放出抑制対象船舶が放出した二酸 ら十二月三十一日までの一年間において当該 ては、二酸化炭素放出実績指標(一月一日か 総トン数五千トン以上の二酸化炭素放出抑

> D 号において同じ。) 号。以下「指標省令」という。)第四条第 成二十四年国土交通省令・環境省令第三 抑制指標等に関する基準を定める省令(平 二項に規定する目標値をいう。第三項第一 化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出 二酸化炭素放出実績指標の目標値(二酸

具体的な内容 口の目標値を達成するために行う取組の

善の手順 ハの取組の状況に関する自己評価及び改

重載

量貨

t

対象船舶からの二酸化炭素の放出量であつさせる場合における当該二酸化炭素放出抑制 ための措置を講ずるに当たつての指標となる その航行に係る二酸化炭素の放出を抑制する ろにより二酸化炭素放出抑制対象船舶を航行 二酸化炭素放出抑制指標(次条に定めるとこ ものをいう。以下同じ。) に多い二酸化炭素放出抑制対象船舶について 対象船舶にあつては、当該船舶に係る航行時 て、航行時における二酸化炭素の放出量が特 次に掲げるもの以外の二酸化炭素放出抑制

大臣が定める船舶 航海の態様が特殊なものとして国土交通

定める推進機関を備える船舶 構造が特殊なものとして国土交通大臣が

ければならない二酸化炭素放出抑制対象船舶 にあつては、当該確認に係る同項に規定する 二酸化炭素放出抑制指標 法第十九条の二十六第一項の確認を受けな

 CO_2 $CAP \cdot D$

CO₂は、 月一日から十二月三十一日までの一

に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおり CAPは、次の表の上欄に掲げる船舶の用途 量 (グラム) 年間において船舶が放出した二酸化炭素の質

船舶の用途 を 船

(指標

С

ン数

||ロールオフ旅客船をいう。)、クルーズ旅客 ||物船(同条第十項に規定するロールオン・ ||省令第一条第一項に規定するロールオン・ いう。) 及びロールオン・ロールオフ貨 ールオフ貨物船をいう。) (同条第二項に規定するクルーズ旅客船 前号に掲げる船舶以外の船舶 -ルオン・ロールオフ旅客船

3 掲げる事項を含むものでなければならない。 計画を反映した二酸化炭素放出抑制航行手引 第一項第六号ニの改善の手順は、次の各号に 年間において船舶が航行した距離(海里)Dは、一月一日から十二月三十一日までの 第一項の表第五号の規定による二酸化炭素放 を達成するための改善計画を作成すること。 号に規定する場合に該当するときは、目標値 出実績指標の報告後一月以内に、前号の改善 前号の場合において、施行規則第三十八条 施行規則第十二条の十七の十五第一項第二 月一日から十二月三十一日までの

ものでなければならない。 出抑制指標は、次の各号のいずれにも適合する 第一項第七号に規定する航行時二酸化炭素放

項の規定による登録を受けた者に提出するこ する地方運輸局長又は法第十九条の三十第一 書を、同令第十二条の十七の十四の二に規定

二 指標省令第三条に規定する基準に適合する 定されていること。 る第四十九条に定める技術上の基準により算 第四十九条の二において読み替えて準用す

二酸化炭素放出抑制指標を記載することができ 前項第二号に規定する基準に適合する場合に は、第一項第七号に掲げる事項に代えて、当該 第一項第八号の二酸化炭素放出抑制指標が、

制対象船舶の航行) 素放出抑制指標の算定に係る二酸化炭素放出 (二酸化炭素放出抑制指標及び航行時二酸

第四十八条 法第十九条の二十六第一項及び前条 第一項第七号の規定による二酸化炭素放出抑制

するところにより行わせるものとする。 対象船舶の航行は、次の各号のいずれにも該当 無風状態で航行させること。

それぞれ同表の下欄に掲げる喫水の状態で航 次の表の上欄に掲げる船舶の用途に応じ、 静穏な海域において航行させること。 させること。

船舶の用途 ナ船以 において 項に規定 の船 いう。 下この条 標 テナ船を するコン 一条第八 1省令第 コン コンテ 外 テ 喫水 載貨重量トン数に十分の七 【載喫水線規則第三十六条 を乗じて得た値の重量の 線(同令第六十五条の一 おける喫水 貨物等を積載した場合に に規定する夏期満載喫水

あつては当該海水満載喫 水線、夏期満載喫水線及 載喫水線を有する船舶に む。)に規定する海水満 により準用する場合を含 (同令第六十六条の規定

喫水線) における喫水 水満載喫水線に相当する の規定により算定した海 第三章第一節及び第二節 ない船舶にあつては同令 び海水満載喫水線を有し CAPは、次の表の上欄に掲げる船舶の用途 (ノット)

(二酸化炭素放出抑制指標の算定の基準) 法第十九条の二十六第一項第一号の

第四十九条 の算定の技術上の基準は、次の算式のとおりと 国土交通省令で定める二酸化炭素放出抑制指標 COzMe + COzAe - COzR V • CAE

> M e は、 船舶の主たる推進力を得るための

 CO_2

う。) をその連続最大出力の七十五パーセン 二酸化炭素の一時間当たりの質量(グラム) トの出力で運転した際に主機から放出される 原動機(以下この条において「主機」とい

CO₂ A e は、 主機以外の原動機(以下この条に

舶の航行に係る二酸化炭素の放出量を抑制す 素放出抑制装置(二酸化炭素放出抑制対象船 舶において通常必要な電力を供給するための 間当たりの質量)(グラム) に補助機関から放出される二酸化炭素の一時 た船舶にあつては、当該装置を使用した場合 るための装置をいう。以下同じ。) を設置し 二酸化炭素の一時間当たりの質量(二酸化炭 出力で運転した際に補助機関から放出される おいて「補助機関」という。) を航行中の船

CORは、二酸化炭素放出抑制装置を設置した 2

規定するところにより船舶を航行させた場合 機から放出される二酸化炭素の一時間当たり しなかつた場合における当該船舶の速力) を設置した船舶にあつては、当該装置を使用 の当該船舶の速力(二酸化炭素放出抑制装置 セントの出力で運転し、かつ、第四十八条に の質量を減じた値(グラム) により船舶をVの速力で航行させた場合に主 使用し、かつ、第四十八条に規定するところ 船舶において、 は、主機をその連続最大出力の七十五パー OMeの値から、当該装置を

差し支えないと認める場合は、地方運輸局長 舶の用途、構造等を考慮して地方運輸局長が とする。ただし、二酸化炭素放出抑制対象船 に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおり の指示するところによることができる。 C A P

船舶の用途 コンテナ船 じて得た値 に十分の七を乗 載貨重量トン数

に規定する旅客船をいう。 旅客船(船舶安全法第八条総トン数

の船舶 この条において同じ。

コンテナ船及び旅客船以外|載貨重量トン数

以下

第四十九条の二 前条の規定は、航行時二酸化炭 パーセントの出力のいずれか小さい出力)で」その出力が制限された場合の最大出力の八十三 るのは「その連続最大出力の七十五パーセント (航行時二酸化炭素放出抑制指標の算定の基準) と読み替えるものとする。 の出力(その出力の制限を行つた場合には、そ 続最大出力の七十五パーセントの出力で」とあ 準用する。この場合において、同条中「その連 素放出抑制指標の算定の技術上の基準について 連続最大出力の七十五パーセントの出力又は

第十三章 雑則

(排他的経済水域等における適用関係)

第五十条 法第五十一条の五の規定により読み替 八年政令第二百号)第一条に規定する特定外国る法律等の適用関係の整理に関する政令(平成 規定にかかわらず、当該船舶(排他的経済水域適用については、第四十四条及び第四十五条の合における当該船舶に対するこの省令の規定の 備に係る技術上の基準は、当該船舶が国籍を有 発性物質放出防止設備及び船舶発生油等焼却設 船舶であるものに限る。) に設置されている揮 第四号に掲げる事項に法の規定が適用される場 棚における第二議定書締約国の船舶から放出さ する法律(平成八年法律第七十四号)第三条第 えて適用される排他的経済水域及び大陸棚に関 する国の法令で定める基準に適合するものとす における海洋汚染等及び海上災害の防止に関す びオゾン層の破壊に係る環境の保全並びに同項 れる排出ガスによる大気の汚染、地球温暖化及 る。 項の規定に基づき、排他的経済水域又は大陸

(施行期日)

止に関する法律の一部を改正する法律(昭和五第一条 この省令は、海洋汚染及び海上災害の防 う。) 附則第一条第二号に定める日(昭和五十 施行する。 八年十月二日。以下「施行日」という。)から 十八年法律第五十八号。以下「改正法」とい

第二条 施行日の前日において改正法第一条の規 (ビルジ等排出防止設備に関する経過措置)

定による改正前の法

(以下「旧法」という。)

しない。 された船舶については、第四条の規定は、 和五十五年法律第四十一号)附則第二条第一項の防止に関する法律の一部を改正する法律(昭 第九条第一項の規定及び海洋汚染及び海上災害 の規定により旧法第五条の規定を適用しないと 適用

2 舶については、同条第二項及び第三項の規定 条第一項の規定の適用については、第二種油水 限り、昭和六十一年十月二日までの間は、第四 行規則第五条第一項に規定する油水分離装置 分離装置とみなす。この場合において、当該 る法律施行規則の一部を改正する省令(昭和 置している海洋汚染及び海上災害の防止に関す は、適用しない。 は、これを引き続き当該船舶に設置する場合に (次項において「旧油水分離装置」という。) 十八年運輸省令第三十六号)による改正前の施 次の各号の一に掲げる船舶に施行日に現に設 五

二 総トン数四百トン未満の船舶(前項に規定 する船舶を除く。)であつて、 ン以上のもの(内航非自航船を除く。) 存旧船」という。)であつて総トン数四百ト 八十四号)第二条に規定する船舶(以下「現 過措置を定める政令(昭和五十八年政令第百 の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律 次に掲げるも

の基線から十二海里以内の海域を航行する タンカー 専ら特別海域又はいずれか一の国の領海

タンカー以外の船舶 の基線から十二海里以内の海域を航行する専ら特別海域内のいずれか一の国の領海

つて専ら前号イに規定する海域を航行する 総トン数四百トン以上の内航非自航船であ

3 準を定める省令(第六項において「旧技術基準 び油濁防止緊急措置手引書に関する技術上の 条の規定による改正前の海洋汚染防止設備等及 正する省令(平成五年運輸省令第十五号)第二 災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改 船舶に設置する場合に限り、海洋汚染及び海上 規定する船舶を除く。)に施行日に現に設置し 数四百トン以上の内航非自航船(前項第三号に 項第二号に規定する船舶を除く。)及び総トン ている旧油水分離装置は、これを引き続き当該 総トン数四百トン未満の船舶(第一項及び

4 現存旧船については、昭和六十一年十月二日ついては、第二種油水分離装置とみなす。省令」という。)第四条第一項の規定の適用に

6 見存日船こ設置するビルジ用油非出監児制卸一六条第一項第一号のスラッジタンクとする。5 現存旧船に設置するスラッジ貯蔵装置は、第

年十月二日(同日前にバラスト用油排出監視制

タンカー」という。) については、昭和六十一

にあつては、その設置日)までの間は、第九条御装置及びスロツプタンク装置を設置する場合

及びスロツプタンク装置(油水境界面検出器を 用油排出監視制御装置及びスロツプタンク装置 認める場合は、第九条第一項の規定(バラスト 域等を考慮して地方運輸局長が差し支えないと タンカー」という。) については、航行する海 該改造が完了したタンカーを除く。以下「現存 れたもの)又は昭和五十七年六月二日以後に当 昭和五十五年一月二日以後に当該改造が開始さ 該当するものに関する契約が結ばれたタンカー ための改造以外の改造であつて次の各号の一に 五条の二に規定する技術上の基準に適合させる 五十四年六月二日以後に法第五条第四項又は第 前に船舶所有者に対し引き渡されたもの(昭和 されたもの)であつて昭和五十七年六月一日以 ては、昭和五十五年一月一日以前に建造に着手 れたタンカー(建造契約がないタンカーにあつ 除く。)に係る部分に限る。)は、適用しない。 第一項の規定(バラスト用油排出監視制御装置 (油水境界面検出器に限る。) に係る部分に限 (改造に関する契約がないタンカーにあつては、 昭和五十四年六月一日以前に建造契約が結ば 3 2

とする。

ず、地方運輸局長の指示するところによるもの装置については、第十一条の規定にかかわら

一 船舶の耐用年数を延長させる改造一 船舶の種類を変更する改造

輸大臣が認める改造 ここの他前三号に定める改造と同等以上と運

は、適用しない。管装置については、第十条第一項第二号の規定で装置については、第十条第一項第二号の規定

ない。 あつて排出される水バラスト等の一部を監視す タンカーに設置する水バラスト等排出管装置で ラストの排出のみに用いられるもの及び現存旧 ンク(タンカーの貨物艙及び燃料油タンクから いては、第十条第一項第三号の規定は、適用し ることができる措置が講じられているものにつ あつて当該クリーンバラストタンクからの水バ れるものに設置する水バラスト等排出管装置で バラストタンクを設置することを要しないとさ 貨物艙及び燃料油タンクから分離されているタ の配管に二重に弁を設けることによりこれらの 項に規定するところによりクリーンバラストタ いう。以下同じ。)を設置することにより分離 ンクであつて水バラストの積載のためのものを 現存タンカーであつて、次条第三項又は第四 4

タンカーに設置するバラスト用油排出監視制御6 施行日前に建造され、又は建造に着手された一号の規定に限る。)は、適用しない。一号の規定に限る。)は、適用しない。(最近では、第十条第二項各号の規定(載装置については、第十条第二項各号の規定(載

第四条 載貨重量トン数四万トン未満の現存タン第四条 載貨重量トン数四万トン未満の現存タンのがあります。

) 前項に規定する現存タンカーのうち、載貨重置することを要しない。の規定にかかわらず、貨物艙原油洗浄設備を設(精製油運搬船を除く。) については、第十四条1 載貨重量トン数四万トン以上の現存タンカー

うちいずれか一の設備を設置する場合は、第十分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる設備のタンカーについては、次の表の上欄に掲げる区 10カー及び載貨重量トン数七万トン以上の現存旧 カー及び載貨重量トン数七万トン以上の現存 10 前項に規定する現存タンカーのうち、載貨重 9 前項に規定する現存タンカーのうち、載貨重 9

を設置することを要しない。四条の規定にかかわらず、分離バラストタンク

| おいて同じ。) までの間に限る。) | おいて同じ。) までの間に限る。) | では、昭和六十年十月二日。次号には、される原油七万トン以上の原油タンカーにあつ | はのみの輸2 クリーンバラストタンク(昭和運 | 一 専ら原1 貨物艙原油洗浄設備

| Language | Languag

4 精製油運搬船であつて、載貨重量トン数四万
たい以上七万トン未満の現存タンカー及び載貨車量トン数七万トン以上の現存旧タンカーについては、クリーンバラストタンクを設置する場合は、第十四条の規定にかかわらず、分離バラストタンクを設置することを要しない。
第十五条第一項の基準に適合すると地方運輸局長が認めるタンカーは、第十四条の規定にかかわらず、分離バラストを積載しない状態において
変しない。
要しない。

により分離バラストタンクを設置することを要10 現存タンカーであつて、第三項に規定するとを備えていなければならない。 は、当該クリーンバラストタンクの操作手引書り クリーンバラストタンクを設置する船舶に

しないとされるものの貨物艙(当該貨物艙原油 しないとされるものの貨物館(当該貨物艙原油 しないとされるものの貨物館に 大がラストを積載してはならない。 ただ し、悪天候下においとされるものの貨物館に は、水バラストを積載してはならない。 ただ し、悪天候下において当該タンカーの安全を確 し、悪天候下において当該タンカーの安全を確 し、悪天候下において当該タンカーの安全を確 は、水バラストを積載してはならない。 ただ し、悪天候下において当該タンカーの安全を確 保するためやむを得ない場合及び施行規則第八条の十一第一号から第三号までの一に掲げる場 条の十一第一号から第三号までの一に掲げる場合は、この限りでない。

1 現存タンカーであつて、第三項に規定すると 現存タンカーであつて、第三項に規定するととにより分離バラストタンクを設置することを要しないとされるものの貨物艙(貨物艙原油洗浄設備により分離バラスを洗浄された貨物艙を除く。)には、水バラスト洗浄された貨物艙を除く。)には、水バラストを積載してはならない。ただし、クリーンバラを積載してはならない。ただし、クリーンバラストタンクを設置することにより分離バラストタンクを設置することにより分離バラストタンクを使用して運航する場合は、この限りでない。

むを得ない場合は、この限りでない。において当該タンカーの安全を確保するためやストを積載してはならない。ただし、悪天候下を要しないとされるものの貨物艙には、水バラを要しないとされるものの貨物艙には、水バラ 現存タンカーであつて、第五項に規定するとい。現存タンカーであつて、第五項に規定すると

(貨物艙等の技術上の基準に関する経過措置)

第五条 現存旧タンカー(次項に規定するタンカーを除く。)の貨物艙については、第十七条の規定(同条第十号の規定中二重底内を通る配管規定(同条第十号の規定中二重底内を通る配管規定(同条第十号の規定中二重底内を通る配管

間は、第十七条の規定は適用しない。 日は、第十七条の規定は適用しない。 日以後に建造に着手されたもの)又は昭和五十二年一月二日以後に建造に着手されたもの)又は昭和五十二年一月二日以後に建造契約が結ばれたタンカー(建造契別が結ばれたタンカー(建造契別が結ばれたタンカー(建造契別が結ばれたタンカー(建造契別が結ばれたタンカー(建造契別が結ばれたタンカーであつて昭和四十九年一月二

(については、第二十条の規定は、適用しない。) 3 現存タンカーに設置する分離バラストタンク

東京陸運局長

関東運輸局長 中部運輸局長

新潟運輸局長 東北運輸局長

仙台陸運局長

神戸海運局長

幌陸運局長

|名古屋陸運局長

第六条 附則第四条第十項から第十三項までの規 定に違反した者は、二十万円以下の罰金に処す

項の刑を科する。 者を罰するほか、その法人又は人に対して、同 務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為 使用人その他の従業者が、その法人又は人の業 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、

第一八号) 則 (昭和五九年六月二二日運輸省令 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、 施行する。 (経過措置) 昭和五十九年七月一日から

第二条 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げ 請等とみなす。 下欄に掲げるそれぞれの行政庁に対してした申 の行為(以下「申請等」という。)は、同表の に掲げる行政庁に対してした申請、届出その他 分等とみなし、この省令の施行前に同表の上欄 同表の下欄に掲げるそれぞれの行政庁がした処 その他の行為(以下「処分等」という。)は、 定によりした許可、認可その他の処分又は契約 る行政庁が法律若しくはこれに基づく命令の規 1 する。 (施行期日)

|申請等に係る場合に限る。)及 |田県の区域に係る処分等又は |東北海運局長(山形県又は秋|新潟運輸局長 |田県の区域に係る処分等又は |東北海運局長(山形県又は秋 北海海運局長 東海運局長 新潟海運監理部長 請等に係る場合を除く。) 関東運輸局長 東北運輸局長 北海道運輸局長 3

るものとする。

という。)第十一条第五項(第五号の規定を除

く。)の規定にかかわらず、なお従前の例によ

令第四〇号) 附 則 (昭和六一年一一月二九日運輸省

四国海運局長

州海運局長

九州運輸局長四国運輸局長

中国運輸局長 近畿運輸局長

中国海運局長

畿海運局長

東海海運局長

中部運輸局長

(施行期日)

神戸海運監理部長

北海道運輸局長

止に関する法律の一部を改正する法律(昭和五第一条 この省令は、海洋汚染及び海上災害の防 う。) 附則第一条第四号に定める日(昭和六十 施行する。 二年四月六日。 十八年法律第五十八号。以下「改正法」とい 以下「施行日」という。)から

第三条 高松陸運局長 ||広島陸運局長 福岡陸運局長 大阪陸運局長 局長がした処分等とみなし、この省令の施行前 は、相当の地方運輸局又は海運監理部の海運支 又はこれに基づく命令の規定によりした処分等 この省令の施行前に海運局支局長が法律 九州運輸局長 四国運輸局長 中国運輸局長 近畿運輸局長

地方運輸局又は海運監理部の海運支局長に対し てした申請等とみなす。 に海運局支局長に対してした申請等は、相当の

令第三五号) (昭和六〇年一一月一九日運輸省

(施行期日)

この省令は、昭和六十一年一月七日から施行

第三一号) (昭和六一年九月二九日運輸省令

2 この省令の施行の日前に建造され、又は建造 する。 基準等に関する省令(次項において「新規則」 防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及 排出監視制御装置の基準については、海洋汚染 び大気汚染防止検査対象設備に関する技術上の に着手されたタンカーに設置するバラスト用油 (経過措置) この省令は、 昭和六十一年十月二日から施行

規定の適用については、同項中「バラスト用油 装置の基準についてなお従前の例によることと を記録できるバラスト用油排出監視制御装置」 排出監視制御装置」とあるのは、「油分の濃度 されたタンカーに関する新規則第九条第三項の 前項の規定によりバラスト用油排出監視制御

> の一部改正に伴う経過措置) 置手引書等に関する技術上の基準を定める省令 (海洋汚染防止設備等及び海洋汚染防止緊急措

第二条 昭和六十一年七月一日前に建造され又は 特定改造が開始された日以後は、この限りでなた現存有害液体物質ばら積船については、当該 び大気汚染防止検査対象設備に関する技術上の防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及 る海域、受入施設の能力等を考慮して地方運輸 建造に着手された船舶(同日以後昭和六十二年 ずストリッピング装置を設置することを要しな という。) 第二十一条第二項の規定にかかわら 基準等に関する省令(以下「新技術基準省令」 局長が差し支えないと認めるものは、海洋汚染 液体物質ばら積船」という。) であつて航行す である有害液体物質ばら積船(以下「現存有害 四月六日までの間に次に掲げる改造(以下「特 い。ただし、施行日以後に特定改造が開始され 定改造」という。)が開始された船舶を除く。)

船舶の主要寸法又は積載容量の変更を伴う

船舶の耐用年数を延長させる改造 船舶の種類を変更する改造

2 は、「〇・三立方メートル」と、Z類物質等の物艙に設置するストリッピング装置にあつて 物質等又はY類物質等の輸送の用に供される貨 当該特定改造が開始された日以後は、この限り された現存有害液体物質ばら積船については、 とする。ただし、施行日以後に特定改造が開始 ピング装置にあつては、「〇・九立方メートル」 輸送の用に供される貨物艙に設置するストリッ 「○・○七五立方メートル」とあるのは、X類 七条第四項の規定の適用については、同項中 ッピング装置についての新技術基準省令第二十 でない。 現存有害液体物質ばら積船に設置するストリ

第三条 昭和四十八年十一月二日前に建造契約が 術基準省令第三十二条の規定にかかわらず、地貨物艙の構造及び配置の基準については、新技ばら積船であつて国際航海に従事しないもののに建造され又は建造に着手された有害液体物質 海に従事するもの及び昭和五十八年七月一日前結ばれた有害液体物質ばら積船であつて国際航 る。 方運輸局長の指示するところによるものとす

三六号) 則 (昭和六二年四月三日運輸省令第

この省令は、公布の日から施行する。

則 (平成三年一二月一〇日運輸省令

条の改正規定は、公布の日から施行する。 する技術上の基準を定める省令第九条及び第十 る。ただし、第二条中海洋汚染防止設備等に関 この省令は、平成四年三月十七日から施行す

第三〇号) 則 (平成四年一〇月二八日運輸省令 抄

(施行期日)

业に関する法律の一部を改正する法律(平成四第一条 この省令は、海洋汚染及び海上災害の防 の施行の日(平成五年四月四日)から施行す年法律第三十八号。以下「改正法」という。)

七号) 則 抄 (平成五年三月二九日運輸省令第

附

(施行期日)

第一条 この省令は、 する。 平成五年七月六日から施行

第二条 平成五年七月六日前に建造契約が結ば 省令(以下「新規則」という。)第十七条の規 及び貨物艙の技術上の基準については、第一条ン数五千トン末満のタンカーの損傷範囲の想定 たタンカー(建造契約がないタンカーにあって 緊急措置手引書に関する技術上の基準を定める よる改正後の海洋汚染防止設備等及び油濁防 規程」という。)第百九条及び第四条の規定に (経過措置 定にかかわらず、なお従前の例による。 の規定による改正後の船舶区画規程(以下「新 「現存タンカー」という。)のうち、載貨重量トずれにも適合する改造を行うものを除く。以下 の)であって平成八年七月六日前に船舶所有者 は、平成六年一月六日前に建造に着手されたも に対し引き渡されたもの(次に掲げる要件の 止

次に掲げる改造のいずれかに該当するこ

1 う改造 船舶の主要寸法又は積載容量の変更を伴

船舶の種類を変更する改造

船舶の耐用年数を延長させる改造

以上と国土交通大臣が認める改造 その他イ、ロ及びハに定める改造と同等

イ めの改造でないこと。 次に掲げる基準のいずれかに適合させるた 新規程に規定する損傷時の復原性の基準

- トタンクの技術上の基準 新規則に規定する貨物艙又は分離バラス
- の技術上の基準 貨物艙の区域の船底外板の投影面積の三十 たり貨物艙の区域の縦方向の長さの三十パ 規定するPAcが両げんの型深さ全体にわ する技術上の基準を定める省令第二十条に 止設備等及び油濁防止緊急措置手引書に関 ーセント以上又は同条に規定するPAsが (ーセント以上とする分離バラストタンク 第三項に規定する貨物艙の技術上の基準 第四条の規定による改正前の海洋汚染防
- 現存タンカー(載貨重量トン数五千トン以上 カーにあっては、平成六年一月六日後に改造 結ばれたこと(改造に関する契約がないタン が開始されたこと)又は平成八年七月六日後 に改造が完了したこと。 改造に関する契約が平成五年七月六日後に
- 早い日までの間は、なお従前の例による。 引き渡された日に応当する日の前日のいずれか 日又は平成二十七年における船舶所有者に対し き渡された日から起算して二十五年を経過する 十条の規定にかかわらず、船舶所有者に対し引 新規程第百九条並びに新規則第十七条及び第二 離バラストタンクの技術上の基準については、 するものの損傷範囲の想定並びに貨物艙及び分 基準に限る。)並びに新規則第十七条第六号ロ るもの又は第一号及び第三号(船側部分に係る 次の各号に掲げる基準に適合する貨物艙を有す 同じ。)のうち、平成七年七月六日において、 のタンカーに限る。第五項及び第六項において (一) 及び (二) の基準に適合する貨物艙を有
- 箇所においても○・七六メートル以上である船側外板から直角に測った距離がいずれの
- 定する船の幅をいう。)の十五分の一の値和四十三年運輸省令第三十三号)第七条に規箇所においても船の幅(満載喫水線規則(昭島)料底外板から直角に測った距離がいずれの (二メートルを超える場合にあっては、二メ トル)以上であること。 5
- 分の全体にわたって、分離バラストタンク又 は貨物油及び燃料油を積載しない区画によっ て防護されていること。 貨物艙の区域は、その船側部分及び船底部
- 4 送の用に供される載貨重量トン数二万トン以上 原油、重油、重ディーゼル油又は潤滑油の運

ては、

及び分離バラストタンクの技術上の基準につい

附

則

(平成一二年一一月二九日運輸省

令第三九号)

新規程第百九条並びに新規則第十七条及

引書等に関する技術上の基準を定める省令第十 のタンカー及びこれら以外の油の運送の用に供 に応当する日の前日までの間は、なお従前の例 七年における船舶所有者に対し引き渡された日 七条及び第二十条の規定にかかわらず、平成十 洋汚染防止設備等及び海洋汚染防止緊急措置手 省令第十八号)第一条の規定による改正後の海 等の一部を改正する省令(平成十七年国土交通 置手引書等に関する技術上の基準を定める省令 の想定並びに貨物艙及び分離バラストタンクの 第六項において同じ。)以外のものの損傷範囲 項に規定する重質油タンカーをいう。次項及び 防止設備等及び海洋汚染防止緊急措置手引書等 十八号)第一条の規定による改正後の海洋汚染 部を改正する省令(平成十七年国土交通省令第 書等に関する技術上の基準を定める省令等の一 汚染防止設備等及び海洋汚染防止緊急措置手引 き渡されたものであって重質油タンカー(海洋 和五十七年四月六日以後に船舶所有者に対し引 おいて「現存旧タンカー」という。)のうち昭 掲げる要件のいずれにも適合する改造を行うタ されたもの)であって昭和五十七年六月一日以 れたタンカー(建造契約がないタンカーにあっ される載貨重量トン数三万トン以上のタンカー に海洋汚染防止設備等及び海洋汚染防止緊急措 技術上の基準については、新規程第百九条並び に関する技術上の基準を定める省令第一条第四 ンカーを除く。)に限る。)(次項及び第六項に 前に船舶所有者に対し引き渡されたもの(次に ては、昭和五十五年一月一日以前に建造に着手 (昭和五十四年六月一日以前に建造契約が結ば

合すること。 第一項第一号及び第二号に掲げる基準に適

の構造等を考慮して地方運輸局長が差し支えな を経過する現存タンカーにあっては、当該船舶 カー以外のものの損傷範囲の想定並びに貨物艙 いと認めるものに限る。)であって重質油タン 有者に対し引き渡された日から起算して十五年 現存旧タンカー以外の現存タンカー(船舶所 年六月一日後に改造が完了したこと。 後に改造が開始されたこと) 又は昭和五十七 タンカーにあっては、昭和五十五年一月一日 後に結ばれたこと(改造に関する契約がない 改造に関する契約が昭和五十四年六月一日

||船舶所有者に対し引き渡された日 年十二月三十一日までの間 年十二月三十一日までの間 昭和五十二年四月六日から同年十二月平成十七 三十一日までの間 る日の前日までの間は、なお従前の例による。 分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる年にお に掲げる船舶所有者に対し引き渡された日の区 び第二十条の規定にかかわらず、次の表の上欄 ける船舶所有者に対し引き渡された日に応当す 年 年

6 までの間は、 現存旧タンカー以外の現存タンカーであって なお従前の例による。 一年

一五号) (平成五年四月二八日運輸省令第 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成五年七月六日から施行 する。 則 (平成八年六月二六日運輸省令第

日本国について効力を生ずる日から施行する。 この省令は、海洋法に関する国際連合条約が 三九号) 則 (平成一一年九月三〇日運輸省令

る。 この省令は、平成十一年十月一日から施行す 第四三号)

三十一日までの間昭和五十八年一月 三十一日までの間昭和五十七年一月 昭和五十五年一月一日から昭和五十六平成十九 昭和五十三年一月一日から昭和五十四平成十八 |昭和五十九年一月一日以後 一日から同年十一 日から同年十二月平成二十 — 月 平成二 平成二十 年 年

平成二十七年における船舶所有者に対し引き渡 差し支えないと認めるものについては、前項のは当該船舶の構造等を考慮して地方運輸局長が された日に応当する日の前日のいずれか早い日 れた日から起算して二十五年を経過する日又は 規定にかかわらず、船舶所有者に対し引き渡さ 積載しない区画によって防護されているもの又 ないタンカーにあっては、貨物油に限る。)を 若しくは貨物油及び燃料油(国際航海に従事し 底部分の全体にわたって、分離バラストタンク 貨物艙の区域が当該船舶の船側部分若しくは船

の一部改正に伴う経過措置)

第三条 千九百七十三年の船舶による汚染の防 附属書海域」という。)を航行する船舶であっ 内水、領海又は排他的経済水域(以下「改正前 関する規制を行う場合にあっては、当該外国 正前の同附属書に規定されたふん尿等の排出に 八十八号に従った同附属書の改正が日本国につ 国が、国際海事機関海洋環境保護委員会決議第 のための国際条約附属書IVの締約国である外 ただし書の規定は、 関する技術上の基準等に関する省令第三十六条 措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備に 大搭載人員十一人以上十六人未満のものについ いて効力を生ずる日までの間において、当該改 ては、海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急 て、総トン数二百トン以上四百トン未満又は最 適用しない。

省令第八八号) 則 (平成一六年九月二八日国土交通

第一条この省令は、 行する。 平成十七年一月一日から施

(施行期日)

第一条 この省令は、 行する。 平成十三年一月六日から施

省令第七九号) 則 (平成一四年六月二八日国土交通

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十四年七月一日から施 行する。

省令第九八号) 則 (平成一四年八月三〇日国土交通

(施行期日)

第一条 この省令は、海洋汚染及び海上災害の防 改正規定に限る。)及び第四条の規定は、平成 日(平成十五年一月一日)から施行する。ただ 止に関する法律の一部を改正する法律の施行の し、第三条の規定(海洋汚染防止設備等及び油 十四年九月一日から施行する。 濁防止緊急措置手引書検査規則第十二号様式の

省令第九三号) (平成一五年九月一九日国土交通

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十五年九月二十七日 ら施行する。 置手引書等に関する技術上の基準を定める省令 (海洋汚染防止設備等及び海洋汚染防止緊急措

建造に着手された船舶にこの省令の施行の日前第二条 この省令の施行の日前に建造され、又は 第五条及び第七条の規定にかかわらず、なお従 関する省令(次項において「新規則」という。) 染防止検査対象設備に関する技術上の基準等に 視装置の基準については、海洋汚染防止設備 に設置された油水分離装置及びビルジ用濃度監 海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚

に着手されたタンカーにこの省令の施行の日前2 この省令の施行の日前に建造され、又は建造 新規則第十一条及び第十二条の規定にかかわら びバラスト用濃度監視装置の基準については、 に設置されたバラスト用油排出監視制御装置及 なお従前の例による。

(施行期日) 通省令第九三号) 則 (平成一六年一○月二八日国土交

第一条 この省令は、 止に関する法律等の一部を改正する法律(以下 「改正法」という。)の施行の日から施行する。 省令第一八号) (平成一七年三月二五日国土交通 海洋汚染及び海上災害の防

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十七年四月五日(以下 「施行日」という。)から施行する。

置手引書等に関する技術上の基準を定める省令 の一部改正に伴う経過措置) (海洋汚染防止設備等及び海洋汚染防止緊急措

関する技術上の基準を定める省令第十七条の規止設備等及び海洋汚染防止緊急措置手引書等に では、なお従前の例による。 者に対し引き渡された日に応当する日の前日ま定にかかわらず、平成二十年における船舶所有 ては、第一条の規定による改正後の海洋汚染防 ものを除く。)の貨物艙の技術上の基準につい の重質油タンカー(平水区域を航行区域とする れた載貨重量トン数六百トン以上五千トン未満 施行日前に建造され、又は建造に着手さ 2

るものの貨物艙の技術上の基準については、同 ない区画によって防護されている貨物艙を有す ンカーにあっては、貨物油に限る。)を積載し 油及び燃料油(国際航海に従事しない重質油タ 全体にわたって、分離バラストタンク又は貨物 艙の区域が当該船舶の船側部分又は船底部分の 前項に規定する重質油タンカーのうち、貨物 3

渡された日から起算して二十五年を経過する日 項の規定にかかわらず、船舶所有者に対し引き なお従前の例による。

省令第七四号)附 則 (平成一 (平成一七年六月三〇日国土交通 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十七年八月一日から施 行する。

通省令第一〇二号) 則 (平成一八年一〇月一八日国土交

附

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十九年一月一日 う経過措置) 手引書等及び大気汚染防止検査対象設備に関す る技術上の基準等に関する省令の一部改正に伴 (海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置 「施行日」という。)から施行する。 (以 下

第四条 施行日前に建造され又は建造に着手され 該特定改造が開始された日以後は、この限りで という。)が開始された現存船については、当 出装置を設置することを要しない。ただし、施 止検査対象設備に関する技術上の基準等に関す 海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防 送するものについては、海洋汚染防止設備等、存船」という。)であって専らZ類物質等を輸 行日以後に次に掲げる改造(以下「特定改造」 る省令(以下「新技術基準省令」という。)第 た船舶である有害液体物質ばら積船(以下「現 二十一条第二項の規定にかかわらず喫水線下排

船舶の主要寸法又は積載容量の変更を伴う

船舶の種類を変更する改造

が開始された日以後は、この限りでない。 が開始された現存船については、当該特定改造 とを要しない。ただし、施行日以後に特定改造 船舶にあっては平成二十二年三月三十一日)ま 行われる定期検査又は中間検査が開始される日 かかわらず当該船舶について施行日以後最初に は、新技術基準省令第二十一条第二項の規定に では、有害液体物質排出防止設備を設置するこ (施行日後新たに有害液体物質ばら積船となる 現存船であって国際航海に従事しないもの 船舶の耐用年数を延長させる改造

建造され又は建造に着手された船舶に設置する ストリッピング装置についての新技術基準省令 現存船であって昭和六十一年七月一日以後に 染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査

された現存船については、当該特定改造が開始 る貨物艙に設置するストリッピング装置にあっ 第二十七条第四項の規定の適用については、 された日以後は、この限りでない。 ピング装置にあっては「〇・三立方メートル」 輸送の用に供される貨物艙に設置するストリッ X類物質等又はY類物質等の輸送の用に供され 項中「○・○七五立方メートル」とあるのは、 とする。ただし、施行日以後に特定改造が開始 ては「○・一立方メートル」と、Z類物質等の

物船舶運送及び貯蔵規則(昭和三十二年運輸省 存船については、当該特定改造が開始された日 ただし、施行日以後に特定改造が開始された現 省令第二十七条第四項の規定は、適用しない。 るストリッピング装置については、新技術基準 体化学薬品以外のものを輸送するものに設置す 令第三十号)第二条第一号の二口に規定する液 以後は、この限りでない。 現存船であって専ら有害液体物質のうち危険

省令第一〇八号) 抄 (平成一八年一二月五日国土交通

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十九年一月一日 「施行日」という。)から施行する。 (罰則に関する経過措置) (以下

第四条 施行日前に建造契約が結ばれたタンカー に規定する分離バラストタンクの設置に関する及び海上災害の防止に関する法律第五条第四項 九年七月一日前に建造に着手されたもの)であ ラスト等排出防止設備については、第四条の規 日以後に当該改造が開始されたもの)又は平成 がないタンカーにあっては、平成十九年七月一 る契約が結ばれたタンカー(改造に関する契約 って次の各号のいずれかに該当するものに関す の基準に適合させるための改造以外の改造であ 技術上の基準又は第五条の二に規定する技術上 (水バラスト等排出防止設備に関する経過措置) 定による改正後の海洋汚染防止設備等、海洋汚 のうち、総トン数百五十トン以上のものの水バ ンカーを除く。以下「現存タンカー」という。) って平成二十二年一月一日前に船舶所有者に対 (建造契約がないタンカーにあっては、平成十 一十二年一月一日以後に当該改造が完了したタ 引き渡されたもの(施行日以後に海洋汚染等

> の二の規定にかかわらず、 対象設備に関する技術上の基準等に関する省令 (以下「新規則」という。) 第九条及び第十三条 なお従前の例によ

船舶の主要寸法又は積載容量の変更を伴う

船舶の種類を変更する改造

土交通大臣が認める改造 その他前三号に定める改造と同等以上と国 船舶の耐用年数を延長させる改造

(貨物艙の技術上の基準に関する経過措置

第五条 現存タンカー (次項に規定するタンカー にかかわらず、なお従前の例による。 新規則第十七条、第十八条及び第十九条の規定 を除く。)の貨物艙の技術上の基準については、 総トン数百五十トン未満の現存タンカーの貨

2 第十九条の規定は、適用しない。 部分及び同条第十一号を除く。)、第十八条及び あって貨物艙に開口を備えている貨物艙に係る 条(同条第十号の規定中二重底内を通る配管で 物艙の技術上の基準については、新規則第十七

則 (平成一八年一二月二七日国土交

第二条 この省令の施行前にした行為に対する罰 則の適用については、なお従前の例による。

から施行する。 (施行期日) 通省令第八六号) 令第六九号) 令第六〇号) 抄

通省令第一二一号) 抄

第一条 この省令は、平成十九年四月一日から施 規定は、同年一月一日から施行する。 行する。ただし、附則第三条及び附則第四条の

則 (平成一九年七月二日国土交通省

第一条 この省令は、平成十九年八月一日 「施行日」という。)から施行する。 (以下

則 (平成一九年一〇月一一日国土交

に関する法律の一部を改正する法律の施行の日 この省令は、海洋汚染等及び海上災害の防止

則 (平成二〇年七月八日国土交通省

成二十年政令第二百十六号)の施行の日 二十年八月一日)から施行する。 に関する法律施行令の一部を改正する政令(平 この省令は、海洋汚染等及び海上災害の防止 (平成

省令第九二号) (平成二〇年一一月六日国土交通

(施行期日)

(経過措置) この省令は、 平成二十二年一月一日から施行

2 この省令の施行の目前に建造され、又は建造 る省令第三十八条の規定にかかわらず、なお従止検査対象設備に関する技術上の基準等に関す 海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防 この省令による改正後の海洋汚染防止設備等、 置されたふん尿等浄化装置の基準については、 に着手された船舶にこの省令の施行の日前に設

省令第三七号) 則 (平成二二年六月二八日国土交通 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、 施行する。 平成二十二年七月一日 から

(原動機の改造

法律施行令の一部を改正する政令附則第六条第第二条 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する る事項が同 等及び大気汚染防止検査対象設備に関する技術 汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書 の原動機取扱手引書に記載する事項として海洋 国土交通省令で定めるものは、法第十九条の五 四号の同一の型式の原動機に類するものとして の基準等に関する省令第四十二条各号に掲げ 一のものとする。

附 則 省令第五六号) (平成二二年一二月一日国土交通 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十三年一月一日 施行する。 から

通省令第九一号) 則 (平成二四年一二月二八日国土交 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十五年一月一日から 施行する。

省令第八一号) 則 (平成二六年一〇月九日国土交通

第一条 この省令は、海洋汚染等及び海上災害の 「改正法」という。)の施行の日から施行する。 (施行期日) 『止に関する法律の一部を改正する法律(以下

通省令第九七号 則 (平成二六年一二月二六日国土交

この省令は、平成二十七年一月一日から施行

通省令第八五号) (平成二七年一二月二二日国土交 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十八年一月一日 下 「施行日」という。)から施行する。 议

附則 通省令第八四号) (平成二八年一二月二六日国土交 抄

第一条 この省令は、平成二十九年一月一日 (経過措置) 下「施行日」という。)から施行する。 以

2

第二条 施行日前に建造され、又は建造に着手さ は、第一条の規定による改正後の船舶設備規程れた船舶(以下「現存船」という。)について ることができる。 条の規定による改正後の船舶機関規則第六十九 条の二十三第二項、第二条の規定による改正後 条の二の規定にかかわらず、なお従前の例によ 第八条第三項及び第十七条第五号並びに第十一 る技術上の基準等に関する省令第六条第三項、 関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関す 危険物船舶運送及び貯蔵規則第二百四十六条第 第百九条第四項、第四条の規定による改正後の 第百二条の七の二、第百二条の十六第二項及び の船舶区画規程第四十二条の二、第六十六条、 第百十五条の二十三の三第三項及び第百四十六 よる改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に 五項及び第三百十三条第五項、第九条の規定に

3 示するところによる。は、前二項の規定にかかわらず、管海官庁の指 造を行うものについては、当該変更又は改造後 現存船であって施行日以後主要な変更又は改

附 令第五〇号) 則 (平成二九年九月一日国土交通省

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十九年九月一日 三十一年六月一日から施行する。 施行する。ただし、第三条の改正規定は、平成14条 この省令は、平成二十九年九月一日から

基準等に関する省令の一部改正に伴う経過措 の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の (海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律

|第三条 平成三十一年六月一日前に建造契約が結 三十三年六月一日前に船舶所有者に対し引き渡 ばれた船舶(建造契約がない船舶にあつては、 に規定するものを除く。)に設置されたふん尿 されるもの(以下「現存旅客船」といい、次項 同日前に建造に着手されたもの)であつて平成 等浄化装置(海洋汚染等及び海上災害の防止に

> 平成三十三年五月三十一日までは、なお従前の じ。)の技術上の基準については、第三条の規 る技術上の基準等に関する省令第三十六条第一 関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関す 例による。 う。) 第三十八条第二項の規定にかかわらず、 定による改正後の同令(以下「新規則」とい 号に規定するふん尿等浄化装置をいう。以下同

準については、新規則第三十八条第二項の規定 るバルティック海海域のうち東経二十八度十分 は、 にかかわらず、平成三十五年五月三十一日まで のに設置されたふん尿等浄化装置の技術上の基 海海域以外の海域の港との間のみを航行するも の経度線を西端とする海域の港とバルティック 防止に関する法律施行令別表第一の五に掲げ 現存旅客船であつて海洋汚染等及び海上災害 なお従前の例による。

令第一〇号) 則 (平成三〇年三月一日国土交通省 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成三十年三月一日から施 の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の 基準等に関する省令の一部改正に伴う経過措 (海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 行する。

第二条 この省令の施行の際現に海洋汚染等及び 正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する 航行手引書については、第二条の規定による改第一項の承認を受けている二酸化炭素放出抑制 なお従前の例によることができる。 かわらず、平成三十年十二月三十一日までは、 法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術 海上災害の防止に関する法律第十九条の二十五 一の基準等に関する省令第四十七条の規定にか

令第四七号) (令和四年五月二六日国土交通省

(施行期日)

1 日」という。)から施行する。 この省令は、令和四年六月一日 以 下 「施行

2 れた船舶に設置されたものの技術上の基準につ 対し引き渡された硫黄酸化物放出低減装置であ 黄酸化物放出低減装置の設置を請け負った者に って、施行日前に建造され、又は建造に着手さ いては、この省令による改正後の海洋汚染等及 施行日前に船舶所有者又は船舶所有者から硫

> 放出低減装置の性能に影響を及ぼすおそれのな 意された予備品との取替え又は当該硫黄酸化物(当該硫黄酸化物放出低減装置にあらかじめ用一部の変更又は取替えを伴う改造若しくは修理 低減装置につき施行日以後にその全部若しくは 省令第四十三条の二の規定にかかわらず、 船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく 限りでない。 従前の例による。ただし、当該硫黄酸化物放出 い軽微な変更を除く。)を行ったときは、この 則 (令和四年七月二七日国土交通省

令第五五号)

(施行期日)

第一条 この省令は、令和五年一月一日から施行 次条及び附則第三条第一項の規定は、令和四 する。ただし、第一条及び第三条の規定並びに の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上 十一月一日から施行する。 (海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 0

基準等に関する省令の一部改正に伴う経過措

第三条 令和四年十一月一日より前に海洋汚染等 きる。 三十一日までは、なお従前の例によることがで る省令(以下「技術基準省令」という。)第四 という。) 第十九条の二十五第一項の承認を受 及び海上災害の防止に関する法律(以下「法」 く船舶の設備等に関する技術上の基準等に関す 及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づ けている二酸化炭素放出抑制航行手引書につい 十七条第一項の規定にかかわらず、同年十二月 ては、第三条の規定による改正後の海洋汚染等

2 う。)前に建造契約が結ばれた船舶(建造契約 日までの間は、第四条の規定による改正後の 年六月三十日以前に船舶所有者に対し引き渡さ がない船舶にあっては、令和五年六月三十日以 術基準省令第四十七条第一項第七号、第四項 ったものとみなされる同項の検査が開始される の四十六第二項の規定によりこれらの検査を行 の三十八の規定による中間検査又は法第十九条 れるもの(以下「現存船」という。)について 前に建造に着手されたもの)であって、令和七 十六の規定による定期検査若しくは法第十九条 は、施行日以後最初に行われる法第十九条の三 この省令の施行の日(以下「施行日」と

び第五項、第四十八条並びに第四十九条の二の 規定は、適用しない。 対 則 (令和四年十一月一日国土交通省 令第七六号) る。ただし、第十五条の改正規定は、適用しない。 が 即 (令和四年十一月一日国土交通省 で第七六号)